

平成24年第5回那須塩原市議会定例会

議事日程（第3号）

平成24年12月5日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 市政一般質問

24番 山本はるひ議員

1. 協働のまちづくり事業の実績評価と今後の展望について
2. 学校給食と共同調理場の今後のあり方について
3. 稲村公民館の新築移転について
4. 放射能対策と除染について

9番 鈴木 紀議員

1. 生活困窮者に対する減免措置等と対策について
2. 空き家、空き地対策について
3. ごみ行政について
4. ごみの戸別収集について

12番 岡部瑞穂議員

1. 健全な行政運営の維持について
2. 男女共同参画について
3. 投票所の見直しについて

30番 若松東征議員

1. 下水道整備事業について
2. 宿泊体験館メーブルについて

出席議員（28名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
6番	伊藤豊美君	7番	磯飛清君
8番	岡本真芳君	9番	鈴木紀君
10番	高久好一君	11番	眞壁俊郎君
12番	岡部瑞穂君	13番	齋藤寿一君
14番	中村芳隆君	15番	人見菊一君
16番	早乙女順子君	17番	植木弘行君
18番	金子哲也君	20番	平山啓子君
21番	木下幸英君	22番	君島一郎君
23番	室井俊吾君	24番	山本はるひ君
25番	東泉富士夫君	26番	相馬義一君
27番	吉成伸一君	28番	玉野宏君
29番	菊地弘明君	30番	若松東征君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	藤田輝夫君	総務部長	成瀬充君
総務課長	和久強君	財政課長	伴内照和君
生活環境部長	長山治美君	環境管理課長	中山雅彦君
保健福祉部長	生井龍夫君	社会福祉課長	阿久津誠君
産業観光部長	斉藤一太君	農務畜産課長	川嶋勇一君
建設部長	薄井正行君	都市計画課長	若目田好一君
上下水道部長	岡崎修君	水道課長	須藤清隆君
教育部長	山崎稔君	教育総務課長	菊地富士夫君
会計管理者	後藤のぶ子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	古内貢君
農業委員会 事務局長	藤田一郎君	西那須野 支所長	斉藤誠君

塩原支所長 君 島 淳 君

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長
兼 議事課長 渡 邊 秀 樹

議事調査係 若 目 田 治 之

議事調査係 小 磯 孝 洋

課長補佐兼
議事調査係長 石 塚 昌 章

議事調査係 人 見 栄 作

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（君島一郎君） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は28名であります。

議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（君島一郎君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

山本はるひ君

議長（君島一郎君） 初めに、24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従いまして、市政一般質問を行います。

最初に、1、協働のまちづくり事業の実績評価と今後の展望について。

協働でまちづくりを進めていくためには、市民がそれぞれの地域活動や福祉、教育、産業、建設などあらゆる分野で自分の能力や関心領域に見合った形の選択ができ、自分の納得のいく方法でさ

まざまなことに参加できる工夫が必要と考えています。本市では、今年度の市政運営方針の中で基本理念として、協働によるまちづくりに取り組むということから、私はこれまでの取り組みがこの新しい公共という考え方や協働の理念に基づいた展開がなされ、市民がまちづくりに参画することへの躍動感や喜びを感じられるような方向性が見えてきているのかどうか、実績評価や今後の展望を通して伺いたいと思います。

市民参加のもとで実施される各協働事業のうち市政懇談会、車座談議、市民提案型協働のまちづくり支援事業の実績及びその評価をどのようにとらえているのか伺います。

市民提案型協働のまちづくり支援事業については、ホームページに採択された事業が掲載されています。採択に当たっては公開プレゼンテーションを実施し、審査委員会の厳正な審査を経たことです。この委員会のメンバー構成や審査の基準、委員の意見等事業採択に至る経緯について伺います。

協働を実践していくためには、行政と市民の役割がわかりやすく、お互いの共通意識のもとで取り組んでいく必要があると思います。事業実施に対しての補助金支援のある車座談議と市民提案型協働のまちづくり支援事業のそれぞれの事業の違いが明確になっているのか、また、市民に戸惑いがないような説明がなされているのかについて伺います。

今年度の事業評価から、新たに必要になる制度や事業、見直しによる事業の統廃合があるのか、今後の事業の展望についてもあわせて伺います。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） それでは、答弁を順次申し上げます。

番の市政懇談会、車座談議、市民提案型協働のまちづくり支援事業の実績及びその評価について、まずお答えいたします。

市政懇談会については、7月に4会場で実施をし、192人の参加がありました。市政懇談会は市民の声を直接聞き、市政に反映させる機会として実施しているものであり、その評価としては市民からの声を可能な限り市政に反映させていくための有効な機会と考えて実施しております。

車座談議については、地域づくりを通し、協働のまちづくりを実践していくために各公民館ごとに組織化され、6年が経過しました。この間、それぞれの地域に合った事業が展開されてきたことにより、地域課題の解決や世代間の交流などの新たなきずなの再構築等につながったことは、大変大きな成果であったと思っております。

市民提案型協働のまちづくり支援事業については、市民が行う公共性の高い事業を支援するため今年度スタートしたばかりの制度であり、評価はこれからですが、所管課の想定を上回る多くの市民団体から応募があったことは、協働のまちづくりへの関心のあらわれであると認識しております。

次に、市民提案型協働のまちづくり支援事業の採択の経緯についてお答えいたします。

審査は、市民活動団体からの提出書類に不備等がないかの予備審査を行った上で、プレゼンテーション形式による公開審査会を実施いたしました。審査委員会のメンバーは、市民審査委員として協働のまちづくり推進協議会の会長と2人の副会長、市からは副市長と企画部長の合計5人です。

審査基準は、公益性、目的と効果、適正性、実現性、期待度、団体要件の6つの項目を設け、また、審査方法は各委員が×式で項目ごとに評価

をし、すべての項目で過半数の委員がとしたものを採択すべき支援事業といたしました。

最終的には、この審査委員会の審査結果を踏まえ、市長である私が採択したと、こういう経緯であります。

次に、の車座談議と市民提案型協働のまちづくり支援事業の違いについてお答えいたします。

車座談議地域事業交付金は、車座談議の活動を支援するものであるのに対し、市民提案型協働のまちづくり支援事業は、市内で活動をするあらゆる分野のまちづくり団体を対象に支援していく事業であります。

どちらの補助事業も市民との協働のまちづくりという点から、幅広い事業を対象としており、一部同じような内容の事業が行われている状況となっております。

また、支援事業の説明会等において、車座談議との違いに対する説明は特に行っておりませんが、応募団体等からの戸惑いの声は現在のところ聞いておりません。

最後に、の見直しによる事業の統廃合、今後の事業の展望についてお答えいたします。

市政懇談会については、今後も実施方法などを検討しながら実施していきたいと思っております。

市民提案型協働のまちづくり支援事業については、今年度と来年度が試行期間であり、今後必要に応じて見直しを行い、平成26年度に本格運用とする予定であります。

車座談議については、今後も支援を継続してまいります。地域事業交付金については平成26年度を目途に協働のまちづくり支援事業に移行していきたいと考えております。

以上、第1回目の答弁といたします。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、順序立てて

再質問をしております。

最初に、市政懇談会と車座談議と市民提案型協働のまちづくり支援事業の実績と評価についてお尋ねしたんですが、まず、車座談議についてお伺いいたします。

これは、行政と市民と協働で行うまちづくりということになっておりますが、ここには市の職員が一定の人数で入っていると思います。職員は仕事としてこの中に入っているのかどうか、確認のためお尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 車座談議に入っている職員の件についてでございますけれども、車座談議に入っている職員につきましては、地域担当職員ということで、那須塩原市職員地域担当制設置要綱に基づき、市長が任命してそれぞれの15地区の公民館での地域づくり活動に参画していくというものでございまして、公務として位置づけをされてございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、改めて企画部長にお尋ねするんですが、協働という概念についての説明をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 協働という概念ということのお尋ねでございますけれども、これが正解というものはないかなというふうに思いますけれども、まちづくりの指針ですね、昨年策定しました協働のまちづくり指針の中では、協働を地域の中にあるさまざまな団体や組織、機関がそれぞれの得意分野を出し合って、相互に連携し、地域にあるさまざまな課題を解決するために協力して活動する仕組みであるというふうに定義づけてござ

います。当然ながら、市民と行政が役割と責任を担い合いながら進めていくものだというふうに認識しております。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 私もそのように思っております。協働という言葉の概念は、市民と行政が対等の立場で責任を共有しながら、目的の達成に向けて連携するものだと思います。かつてのように行政のやることに市民が協力する、あるいはお手伝いをする、あるいはただ参加をするということではなく、お互いがパートナーとしてパラレルな関係であるものだと思います。

参加も協働も自発性とそして貢献性というボランティアの要素を有するものだと思いますけれども、市民の主体性ということからすると、参加に比べて協働という概念のほうがより強く発揮されるものだと思います。行政が市民と相互に自立しつつ、対等、平等、そして協力的な相互補完関係にある、それが協働のまちづくりのシステムではないかというふうに考えますので、そのように考えますと、行政の職員が仕事として車座談議に入っているということについては、今後、それでいいのかが考える必要があると思います。これは今後の課題だと思います。答弁は求めませんが、今後もし見直しをしていくことがあるのであれば、職員がどのような立場で車座談議に加わっているかということについては、考えていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

市民提案型協働のまちづくり支援事業の採択の経緯について、今説明をしていただきました。審査委員会のメンバーは市の副市長と部長の2人のほかに、協働のまちづくり推進協議会の会長と副会長の方がお2人だという説明でございましたが、それでは、この審査委員会のメンバー、市の方は

いらっしゃるのでわかるんですが、あとの3人の方について、およその年齢と男女別についてお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 審査委員、市民からの協働のまちづくり協議会からの会長、副会長ということで3名の方に入っていたいておりますけれども、年齢については申しわけございません、ちょっと把握してございません。女性についてはすべてが男性であったということでございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） つまり、5人の審査員の方々は、年齢はともかくとして全員男性であったということだと思います。

このようなアイデアに満ちた新しいものを採用するに当たって、私は、副市長はお若いのでそういうふうにはならないんですが、50代、60代の方ばかり、それも男性ばかりで選考するという点について、それでいいのかなというふうに感じております。若い方の感性とか、あるいは女性の感覚というものを入れるべきで、今後はそのような配慮が必要だというふうに思いますので、充て職として会長と副会長を選んだというようなことで、これは委員の方には女性の方もいらっしゃいますので、ぜひ考慮していただきたいと思いますというふうに要望いたします。

この事業の募集要綱を見ますと、皆さんの熱意とアイデアに満ちた今後のモデルになるような事業をお待ちしていますというふう書いてあります。そこで、応募は14あったというふう聞いておりますが、採択になった事業が10、今年度からの初めての事業ですので、この事業の中で特にアイデアに満ちたものの例と、今後のモデルになる

ようなものの例をお示しいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 14の応募があった中で10団体が、支援事業として認定をされているということございまして、この中でモデルになるような事業ということでございますけれども、今年度につきましては議員先ほどおっしゃられましたように、初年度だということで幅広くいろいろな事業が応募されてきているわけでございまして、この中で那須ハーモニーシニアライオンズクラブというところで、結婚といいますが、出会いのパーティーということで、結婚を望む出会いの場の創設というようなことが、ちょっと私ども当初想定していたものと違ったような提案がされてきた内容だというふうに考えています。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 10の事業が採択されていて、4つの事業が不採択になったと。先ほど、

xをそれぞれの方が6つの要件でつけて、半分以上が全部ついたところを採択したというふうなお答えだったと思うんですが、まず、そのことにつきまして公開でプレゼンテーションをしているわけですので、そこに参加をしたり、見ている方たちにそれをきちっと示して、これは採択、不採択としたのかどうか。また、この採択になったところはいいとして、不採択になったところに対してどのようなことでこれが不採択になったかというような説明をしたのかどうかについて、お伺いいたします。

そして、もう一つ、ことしはおよそ300万円299万9,036円ということで交付をしているのですが、この金額につきまして予算も300万円だと思うんです。それで、このような審査の仕方だと幾つ入ってくるかわからないということで、そ

の辺の予算の配分をどのようにしたのかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 審査の内容等についてでございますけれども、審査は×式で行いまして、その審査の時点でその会場で公表をしたということはございません。それは審査員の×の状況です。

あと、団体への通知でございますけれども、不採択になった理由を付して各団体へ通知しております。

金額についてでございますけれども、当初10分の8という補助率でございましたけれども、採択になった事業が300万円を超えるというようなことになりましたので、全体的に補助率を縮小するという形で10分の7.11ということで、300万円の予算に合うような形で認定をしたということでございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、参考のためにお伺いしたいんですけども、採用をされたところにつきましては、それぞれアイデアがあるものもあるというふうに感じますし、先ほどおっしゃいましたように、それぞれ車座談議と重なっているような事業もあるように感じました。それで、採用されなかった事業につきましても、中身を見ると、なかなかアイデアがあるなというように私としては感じる場所があるんでございますけれども、なぜ不採用になったのかということをもしお聞かせいただければのでしたら、ここで、今後のいろいろな団体が応募ができるということで、来年度に向けての参考としてお尋ねしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 不採択になった理由ということで、不採択になった各団体ごとの理由というのは、ちょっとこの場ではご了承いただきたいと思うんですけども、主な理由としまして会の運営経費を事業経費としていたような事業がございまして、また、当該団体の通常の活動と同じような事業であって公益性が認められないというような理由から、不採択となっているというようなことでございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 5人の方々がそれぞれと×をつけて点数をつけたわけではなく、の数が半数以上だったところを選んだということですので、余りどうなんでしょうね、このやり方によりましては例えば点数をつけるということにすると、また結果は違ってきたのかなというふうに思います。

ことし初めてということですので、公開でプレゼンテーションをやったことはとてもいいことだと思うんですけども、採用の仕方につきましても先ほどの委員の選考とこの点数のつけ方については、ぜひ今後考えていただきたいというふうに思います。

広くいろいろなアイデアを持って、できれば多分車座談議とは違うようなもの、つまり地域を横断して那須塩原市全体でやっているようなものもたくさん選ばれたらいいのではないかなというふうに思っておりますが、そういうものばかりではなかったように思います。今後、やはり那須塩原に今までなかった文化活動などのことにつきましても、私としては入れていただければありがたいというふうに思います。

次に、車座談議と市民提案型協働のまちづくりの違いについてでございますが、補助金に対して

は削減も含め非常に厳しい状況になっているのはわかっております。そういった中で車座談議に対しては、この5年間で1,700万円弱ぐらいを交付しているのだと思います。平成23年度におきましても、7つの地域に430万円を交付しております、その7地区すべて花を植える、あるいは緑のカーテン、植木を剪定するなどというものが入っているように思います。これはいろいろな事情でそのようになっているのかもしれないんですが、市民提案型の新規事業につきましても、10の事業のうち3つは植栽とか、花とか何かを植えるというようなものが入っております。

同じ課で行う補助金の事業の中で、せっかくあらゆる分野で活動する団体の熱意とアイデアに満ちた今後のモデルになるような事業というふうに入っているのに、同じようなものが入っているということに対しては、選考するときにそのようなことの配慮をしたのか、しなかったのかについて伺いたいと思います。

また、その先の質問の中にも入ってくるんですが、同じような事業になっているというようなことに対して、どのように今考えているか、その補助金が重複しているような感じもするのですが、その辺についての見解を伺いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 車座談議と市民提案型のまちづくり事業ですけれども、選考に当たって同じような事業をということでございますけれども、市民提案型のまちづくり事業につきましても、募集の要綱の中では具体例として花いっぱい活動というようなことも入れてございます。

もともとある程度重複する可能性もあるかなというふうな認識はございました。先ほど市長から答弁ありました の質問ですが、そういう想定も

されているということから、車座談議のうち交付金事業につきましては、26年度で支援事業のほうに統合していきたいというようなことを当初から想定してございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 確かに応募の要綱を見ますと、一番最初に花いっぱいというようなことが書いてございまして、新しい事業のアイデアというものが、多分課の中ではやはり花をいっぱい植えるというようなイメージで選考しているのかなというふうに思いました。私としては、やはりほかの市町村などを見ますと、もっともっとハードというんですか、花を植えるのがいけないとは言わないんですよ。でも、そういうものだけではなくて、もっともっと違う分野にも協働のまちづくりというものでアイデアがございまして、ここで申し上げますと時間がなくなりますので、どうぞネットにもたくさん出ておりますので、今後選考するときにはそのような、今まであるものでないものに対する認識を、やはり課のほうで持っていたら選考をしていただきたいというふうに思います。

次に、見直しによる事業の統廃合と今後の事業の展望についてでございますけれども、市政懇談会は今後もやっていくということで、これについては市民の方々がもっともっと自治会の会長さんだけではなくて、出られるような工夫はしていただきたいというふうに思っております。また、車座に対する交付金とまちづくり支援事業に対しては、今もおっしゃいましたように26年度から一本化したいということでございますが、そうしますとその中で車座でやっている事業も、今後は選考して交付金を出すというようなものになるのかどうかだけ、確認をしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 車座の事業を地域支援事業の中に取り組んだときの想定でございますけれども、まだ具体的なイメージはできておりません。ただ、制度として統合するというようなことで、これから支援事業のほうもまだ試行期間でございますので、本格運用にあわせてその辺も確立をさせていきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） まだ、来年度1年間試行ということもありますし、車座につきましては6年間続いていることなので、今後の課題もそれぞれ出てくるものと思います。車座のほうの事業を見ておきますと、やはり大体似たようなものが多いのかなというふうに思っておりますが、ぜひこれを26年度にこの支援事業を車座とまちづくりを一緒にするのであれば、お金が出るものでございますし、いろいろな形でのやはり市民参加でのまちづくりは大切ですので、どのような形で決めていくのか、もしできるならば一本化して選考をしていただくような形にさせていただければいいと思っております。

それで、私はずっと情報の共有と市民参加ということを自分の議員活動の大きなテーマとして、常に心に刻んで活動しております。市民の方々の意思が市政に反映されて、市民も行政もお互いの役割をしっかりと担える仕組みをつくり、それをルール化していかなければ成熟した自治の確立は望めないものだと考えております。

例えばよくないかもしれませんが、適切な表現ではないかもしれませんが、これまでの行政は那須塩原市は市民の前に公共というかぎをかけて、入るべからずという看板を立てているような感じがしておりました。しかし、昨年10月に策定した那須塩原市協働のまちづくり指針には、公共とい

うかぎのほかに協働という新たなかぎを市民にも預けて、新たな公共、協働のあり方を探ろうとする努力が見られて、私は大いに期待をしているところでございます。

このたび、実績と今後の展望などを伺ったところですが、まだその扉をおずおずとあけ始めたばかりだというふうに感じました。もっと思い切ってあけてほしいと思う部分や、いまだ閉じたままではないかという部分もございしますが、ともあれ協働の理念に基づき、市民にわかりやすく、そして情報の共有と、市民参加を前提にした開かれた行政を目指していただきたく、これからの協働のまちづくりに大いに期待をして、この項の質問を終わります。

2番、学校給食と共同調理場の今後のあり方について。

市内に3つある学校給食の共同調理場については、共英学校給食共同調理場が建設後かなりの年数がたって衛生管理の面で心配があります。また、黒磯学校給食共同調理場につきましては、来年度から調理と配送を外部委託する予定で、その業者の選定が終わっているとのこと。

そこで、学校内で調理を行っているところも含めて、今後の学校給食と調理場のあり方についてお尋ねをいたします。

学校給食はどうあるべきだと考えているのか伺います。

外部委託も含めて3つある共同調理場の今後の運営について伺います。

災害時の学校給食に対しての考え方について伺います。

かつて市内の給食に関して見直しを行う考えもあったとのことですが、教育委員会としての今後の方針を伺います。

以上です。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 学校給食と共同調理場の今後のあり方について、4点のお尋ねがありましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、学校給食はどうあるべきかのお尋ねにお答えをいたします。

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するとともに望ましい食習慣の育成とコミュニケーションの場として、学校生活を豊かにし、明るい社交性をはぐくむ上で重要な役割を担っていると考えております。

また、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることについての理解を深め、生命や自然を大切に、食にかかわる人々に支えられていることへの感謝の気持ちをはぐくめるよう、給食を生きた教材として内容の充実を図っていく必要があると、このように考えております。

このようなことを踏まえまして、本市では学校給食共同調理場運営審議会において、毎年学校給食運営方針を定めております。

次に、3つの共同調理場の今後の運営についてお答えをいたします。

既に、西那須野学校給食共同調理場においては、配送業務を昭和61年から民間委託し、平成21年1月からは調理業務についても民間委託をいたしました。

黒磯学校給食共同調理場と共英学校給食共同調理場の民間委託については、本年3月に策定された那須塩原市行財政改革推進計画において具体的な時期を掲げたところでございます。

まず、黒磯学校給食共同調理場については、現在、来年4月から民間委託を実施することになっておりますので、その準備を進めているところでございます。

残る共英学校給食共同調理場につきましても、平成27年度に民間委託実施を予定しておりますが、共英調理場は昭和55年4月から稼働し、既に31年を経過しております。毎年のように設備や厨房機器の修繕を繰り返しており、老朽化が著しい状況であります。細心の注意を払って衛生管理に努めているところであります。

今後は、民間委託を念頭に児童生徒数の推移と小中学校適正配置基本計画の進捗を見据えつつ、改築等についても具体的に検討をしていく必要があると考えております。

3番目の災害時の給食の考え方については、昨年の東日本大震災の際の対応について申し上げますと、市内すべての共同調理場、単独調理校において14日間の給食を停止ということで、各家庭でお弁当対応していただきました。その理由といたしましては、給食施設厨房備品の修理及び安全確認、さらには給食物資等の流通が滞ったということでもあります。

その後、黒磯地区と塩原地区においては被害が少なかったこともあり給食を再開いたしました。西那須野地区、西那須野共同調理場でございますが、施設が大きな被害を受け改修工事に日数を要したため簡易給食、すなわち主食のお米、米飯あるいはパン、牛乳、それにデザート等でこれらの簡易給食を21日間実施したところでございます。

今後の災害時の対応についてですが、共同調理場単独調理校にかかわらず、給食施設が被害を受けた場合、副食の調理が困難となることが考えられます。また、給食物資等の流通状況によっては、主食、牛乳等の確保も懸念されるところでございます。

このような事情をかながみますと、被害状況に応じた対応が必要となってまいりますので、今回の大震災の経験を契機に、今後は危機管理マニユ

アル等の整備をしていかなければならないと、このように考えております。

最後のお尋ねである今後の方針についてでございますが、現在、行財政改革を推進する中で、共同調理場については調理、配送業務の民間委託化を進めておりますが、単独調理校については計画にはまだ含めておりません。

このような状況の中で、自然体の学校給食について基本的な方針や具体的な整備計画を検討する必要があると感じております。

また、一方で小中学校適正配置基本計画に基づく統廃合や、小中一貫校の準備が進められており、共同調理場の受配校の見直しや単独調理校のあり方についても、これらを踏まえ検討をしていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、再質問に移りますが、学校給食はどうあるべきかということにつきましては、一般論をお答えいただいたかと思しますので、この際ですので、教育長に那須塩原市の学校給食に対してどのようなお考えをお持ちか、あるいは何か問題があるとすればどのようなものか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、学校給食につきましてお答えを申し上げたいと思っております。

まず、学校給食の目的につきましては、先ほど部長からお答えを差し上げたところで、全くそのとおりでございますが、給食につきましては議員もご承知のとおり平成17年に、国におきまして食育基本法の制定がございました。現行の学校給食につきましては、平成21年からの学校給食法の改正があったわけでございますけれども、何と申し

上げましてもいわゆる食育につきましては、学校教育の目的であります知・徳・体、これらの基礎となる大変大切なものであらうと私も考えております。つまり、生涯にわたる私たちの食生活の習慣の健全育成、こういったものに大変重要な役割を果たすものであらうと、こう思っております。

そういった食育を推進する場の一つとして、学校給食というのは大変重要な場であらうというふうに私も受けとめております。実際に私も現場にありまして、学校給食を給食時間に子どもたちと一緒に会食をしますと、食育の基本だの食生活等につきましても、子どもたちとの会話の中からいろいろなことが我々の勉強になりますし、子どもたちの理解にもつながるといようなことであります。実際、現在は各地調理場に配属されております栄養士、あるいは栄養教諭それぞれが担当する学校を足しげく訪問させていただいております。食に関する指導につきましても充実を図っているというような現状でございます。

今後、先ほど部長が答えましたとおり、ハード面の整備につきましては予算や時間、あるいはさまざまな要因がございますので、それらを踏まえながら検討をしていかなければならないと思っておりますけれども、ソフト面につきましては今後もさらに各学校現場の要望等も踏まえて、協議を深めながらさらに充実を図っていければと、こんなふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） ちょっと加えてもう一つお伺いしたいんですが、共同調理場での調理と単独校についてのお考えはいかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 本市の場合には、共同

とそれから学校の単独と2つの方式が現在行われております。つくっている人の顔が子どもたちにとって見えるという点からすれば、確かに学校での単独調理場での給食のほうが、環境はいいかなというふうに考えておりますけれども、これもそれぞれ一長一短があるというふうに思っておりますので、今後どういうものが望ましいかということにつきましては、十分検討をしていかなければならないことではあるなというふうには思っています。

ただ、それらも先ほど部長が答弁しましたとおり、今後、学校の統廃合というようなものも控えておりますので、そういう中で総合的に検討をしていかなければならない課題だろうというふうに認識はしております。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 丁寧にお答えいただきまして、ありがとうございました。

調理場につきましては、特に共英調理場は先ほど31年間たっているというところを、現場を見ておりますと本当に現場の職員の方たちの努力で衛生管理がきちんとなっているんだと思います。ハードなものはお金もというようなのきなことを、言っているもう時期ではないように感じます。民間委託にしても、このままではできないと思いますし、どうか共英調理場をどうするかということも含めまして、きちっとデザインをつくっていただきたいというふうに思います。もし、食中毒でも発生をしたら、本当にどうしたらいいかということになりますので、衛生管理の面から古くなった調理場については、ぜひ早く考えていただきたいというふうに思います。

次に、災害時のことについてなんですけど、危機管理マニュアルをつくるというようなことをお話しいただきましたが、災害というのはいつ起こる

かわからない。そして、このたびの災害のときには調理ができずに、家庭の皆さんに大変その意味では協力をいただいて乗り切ったというふうに思います。どうぞ学校給食、どんなことが起きるかわかりませんので、危機管理マニュアルをつくるということですので、早く整備をしていただきたいというふうに、ここは要望いたします。

今後の方針についてなんですけれども、共同調理場については配送、それから調理も含めて民間委託をしていくような方向だというふうに受け取りました。単独校はそのまま続けていくのだということですが、学校給食というものは、先ほども教育長がおっしゃいましたような中でも、教育の中でいわゆる勉強をするというようなものではないので、どうしても児童生徒にとって心身の健全な発達のために重要なものであるにもかかわらず、後回しになっているという感じがいたします。

今回の質問は、そういった学校給食が学校教育の中で後回しになっているという現実を踏まえて、やはりそれではいけないのではないかという思いで質問をいたしました。給食は、特に衛生管理の面からもとても大切なことですし、老朽化ではまずいので、できるだけ早く方針や整備計画を具体的にしていきたいと思います。必要性は十分に認識はしていただいているということはわかりましたので、あとは実行あるのみです。ぜひこのことを強く感じますので、要望をいたしましてこの項は終わります。

次に移ります。

3、稲村公民館の新築移転について。

建設が進んでいる稲村公民館について、その進捗状況と図書館分室としての役割について伺います。また、現在の公民館は同じ敷地内に隣接した形でコミュニティセンターを併設しています。今後の公民館とコミュニティの関係について伺いま

す。

以上です。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 稲村公民館の新築移転についてお答えをいたします。

稲村公民館の新築移転の進捗状況ですが、平成23年度に測量設計が完了し、今年度末の完成に向け本体建築工事とすべての工事の発注が完了しており、11月末現在ではありますが、全体の進捗率は約70%となっております。

また、新たに設置する図書館分室としての役割でございますが、現在の稲村公民館にはご案内のように貸し出しができる蔵書がなく、図書館や他の公民館の蔵書の貸し出し、返却のみのサービスを行っております。今後は、他の公民館と同様に、また同程度の蔵書を備えられるような、こういう考えで図書の貸し出し、返却のほか、図書ラウンジでの読書、調べ物などの地域住民サービスが提供できるようになります。

今後の公民館とコミュニティの関係についてですが、こちらにつきましては稲村公民館の新築移転は長年の懸案事項でございまして、新築移転を進めるに当たっても、稲村コミュニティ推進協議会や地元関係者と建築設計段階から情報提供や要望等の把握に努めてきており、今後も従来どおりの関係が継続されるものと、このように考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 稲村地区については、本当に長い間待ち望んでいた公民館の新築ということで、70%進んで来年の4月には予定どおりで上がるということでございまして、大変うれしく思います。

図書室分室についてでございますが、ほかのところと同程度の蔵書の数でというふうにおっしゃいましたが、公民館によって蔵書数はかなり違いますので、稲村の分室についてはどのくらいの本が来て、何か特色があるのかどうかお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 蔵書の特色性というか、お尋ねがございましたが、これは山本議員ご案内のように、こちらはコミュニティにかかわるこりす文庫となる文庫がございまして、これらの稲村公民館の図書室への溶け込みといいたしましうか、一括こちらで管理していいという、従来から協議を重ねてまいった結果、稲村公民館の図書室のほうにそれらをおおさめいただくということになっております。

その数がざっと4,000数百冊あるかと思えますけれども、そのうちそちらに移行できるものが概算であります。2,000から2,500程度であろうということがあります。それらのこりす文庫からの図書を含めて、ほかの公民館の図書室との特色性ということになると、そういったものも運びをつけながら貸し出しになると思いますが、そういった図書を含めて相当大きなほかの公民館とは蔵書についても少し大きな冊数になるのではないかと。詳しい冊数については、まだ未定でございますが、確かに議員おっしゃるように公民館によっては多いところ、少ないところのばらつきもございまして、それらを含めた中でこの稲村公民館の図書室における蔵書が、より特色性が出せるような形で、そういった貸し出し、返却等についての準備に当たっていきたく、このように考えています。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 市内の公民館については、黒磯公民館を除けばどこも分室として貸し出しができるような形になっていたのに、稲村だけがこりす文庫があるということで、なかったことについてはいろいろ考えておりましたので、4月からはそれも含めてたくさんの本が借りられるということに対しては、大変ありがたいことだと思いますので、混乱のないように進めていただきたいというふうに思います。

続きまして、公民館とコミュニティの関係についてでございますけれども、1つは来年度移転をした場合に、今ある公民館の建物とコミュニティセンターとしての建物については、どのようになるのか確認をしておきたいというふうに思います。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいまのお尋ねでございますが、旧公民館と今般新築されるものを新とした場合、旧公民館は平成10年4月からということで、さらにはこちらのコミュニティセンターも昭和54年ということで老朽化が進んでいるということも、当然検討事項として過去にあったわけです。

したがって、平成22年12月の定例会の中でもご質問がありましたように、跡地利用の中で答弁しておると思っておりますけれども、現在の建物は取り壊すということで答弁しております。この方針どおりに今後も私としては進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） このことについては、一応確認ということで地元でいろいろ何か意見が出ておりましたので、確認をいたしました。

コミュニティとの関係につきましてなんですす

れども、従来どおりの関係を継続していくということなんですが、コミュニティと公民館の関係というのはそれぞれの成り立ちも違いますので、那須塩原市内、コミュニティのあるところと公民館の関係はいろいろだと思います。稲村公民館とその稲村のコミュニティとの関係をどのようにとらえていらっしゃるかについて、お尋ねいたします。議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたように、いろいろな建設に当たっても初期段階から細かく、丁寧に情報の提供のやりとり、あるいは要望等の把握、こういったことに努めてまいったわけでありまして、私の感触から言いましても、非常に公民館とコミュニティは、いわば両輪のごとくうまく良好な関係でいっているものというふうな認識を持っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） ありがとうございます。部長にあらまはしては地域の住民ではないので、なかなか把握の仕方は難しいと思っておりますけれども、ありがとうございます。

市内の15公民館のエリアの中でも、稲村地域というのは早くからコミュニティが立ち上がって、県内でもモデル地区として大変注目をされてきたところだと思っております。毎年運動会、お祭りなど大変にぎやかに行われておりまして、コミュニティとしては活発に活動をしているところだというふうに思っております。今までは建物も駐車場も不十分でありましたので、本当に新しいものができるとことは、地域の協議会の方だけではなくて、地域の1万人からの人数がおりますので、皆さんにとって大変待ちに待ったというよう

なものだというふうに思っております。

けれども、コミュニティを形成するのはやはりハードだけではありません。地域の住民とそして協議会の皆さんと、そして公民館の職員の皆様も協力をして、本当に協働の形で運営をしていかなければうまくいかないというふうに思っておりますので、今後も従来どおりの関係を、つまりよい関係を続けていくということでございますので、この地域の発展のために新しい公民館が十分な役割を果たし、寄与していくということを願いまして、この項目を終わりたいと思います。

それでは、最後の4番目の質問に移ります。

放射能対策と除染について。

9月定例会で補正予算が可決されたことにより、公共施設や一般住宅の除染が計画に沿って実施されることになっています。また、市民や特に子どもたちに対しての健康調査は継続的に行う必要があります。現在実施されている福島県平田村でのホール・ボディー・カウンターによる測定のほか、母乳と尿の放射性物質検査の実施に対して費用の助成を考えているとのこと。

そこで、除染計画は順調に進んでいるのか、その進捗状況と今後の予定について伺います。

市民や子どもたちの健康不安解消のための各種の健康調査について、市民や保護者が納得できるような形で行われているのか、その現状について伺います。

市内の地域によっては放射能への不安の中でストレスを抱え、不安の中で生活している方がいると聞いています。このような漠然とした不安に対して、何らかの対策をとるべきだと思います。市の考えを伺います。

今後、放射能の低線量被曝の影響は、10年後というような長い期間になると思います。その間の健康維持のためには、子どもたちの体の状態の

記録を継続して残しておくことが必要です。そのためには、二本松市で配布しているような健康手帳が有効と思いますが、配布の予定があるかについて伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） それでは、私のほうからは、除染計画の進捗と今後の予定についてお答えをいたします。

除染計画の進捗状況でございますが、現在まで計画の優先順位に基づき除染を進めてきたところでございます。今年度は線量の高い5地区の除染を進めており、一般住宅や公共施設につきましては、除染作業等業務委託業者が決定をいたしましたので、今後、施行同意書徴収を経ましてモニタリングや除染作業に着手をする予定でございます。

また、緊急雇用創出事業を活用しました表土除去事業につきましても、18歳以下の子どもがいる世帯を対象に行った意向調査の結果を踏まえまして、順次除染に着手をし年度内に完了をしたいと考えてございます。

なお、平成25年度につきましては、残りの10地区の除染を進める考えであり、除染計画の目標達成に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 私のほうからは、から つきまして答弁をさせていただきます。まず、の市民の放射能健康対策として始めましたホール・ボディー・カウンター検査の現状についてお答えをいたします。

福島県平田村にあります公益財団法人震災復興支援放射能対策研究所での検査につきましては、10月5日に広報とホームページに記事を掲載し募

集を始め、10月12日には優先的に除染を実施する区域の対象となった5公民館地区にある15の小中学校の保護者あてに文書にてお知らせをいたしました。

その結果、10月末の時点での申し込みが313人となり、11月26日現在では388人の申し込みがあります。また、那須町でホール・ボディー・カウンター検査を受ける方も、11月26日の時点で141人の申し込みとなっております。公表に同意をいただいた方の検査結果につきましては、10月末までで研究所で54人、那須町で9人の方について全員セシウム134とセシウム137が検出限界未満という結果となっております。今後さらに小中学校や保育園等を通じて、児童生徒の保護者にお知らせをするとともに、検査結果についても定期的に公表することで、ホール・ボディー・カウンター検査についての情報提供をしまいたいと考えております。

次に、の放射能への不安に対して何らかの対策をとのご質問についてでございますが、現在、放射線量マップや公共施設における放射線量の測定、小中学校での携帯型積算線量計を用いた放射線量測定など空間放射線量の測定結果を、広報やホームページなどでお知らせし、放射線の外部被曝量を可視化することで不安の軽減につながることを目指して実施しております。

また、学校給食の丸ごと放射性物質検査、保育施設等における給食食材の放射能測定検査などは、給食に含まれる放射性物質の有無を検査し、結果を公表することで内部被曝に対する不安の軽減を目指して実施しております。さらにホール・ボディー・カウンター検査や、今回補正予算を計上させていただいている母乳及び尿の放射性物質検査を、継続して実施をしていくことで放射能に対する不安の軽減に努めてまいりたいと考えておりま

す。

最後の4の体の状態の記録を継続して残しておくための健康手帳の配布についてでございますが、ホール・ボディー・カウンター検査、母乳及び尿の放射性物質検査の結果については、がん検診や予防接種の実施状況を管理する健康管理システムに記録することで、継続して管理していきたいと考えております。健康手帳の配布の予定は今のところございません。

以上です。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、最初に除染計画の進捗状況についてお伺いをいたします。

除染については、業務委託業者が決定したとのことで、先日の本部会議では11月28日に契約をしたというふうな説明がありましたが、どのような除染をしていくのかについて、わかりやすく具体的に説明をお願いいたします。

また、入札の状況と、いつ、どれほどの値段で契約をして、その内容はどうなっているのか、業者はどこかについてお知らせいただきたいと思っております。大きな契約にもかかわらず工事ではないということで、議会の議決事項になっていないというようなことなのですが、それについてお伺いいたします。

また、緊急雇用を使つての表土除去についても、

もう少し丁寧な説明をお願いいたします。

以上です。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） まず、除染の方法でございますけれども、大きく分けまして公共施設と一般の住宅というのに分けられます。基本的に戸建ての住宅でございますけれども、雨どい等につきましては、雨どい等の清掃、洗浄、汚泥の除去等を実施いたします。

それと舗装面につきましては、側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去でございます。

それと、土の庭等でございますけれども、枝葉の剪定、落ち葉の除去、除草を予定しております。

それと、公共施設でございますけれども、公共施設のうち学校など子どもが長時間生活するところというところにつきましては、やはり雨どい等舗装面、それとあわせてグラウンド等につきましては表土の除去等を予定しております。そのほかの一般的な公共施設につきましては、やはりほとんど戸建て住宅と同じでございますけれども、ここについては表土除去は行わないという状況でございます。

それと、一括発注ということでございますけれども、一括発注の業務の内容でございます。先ほど言いました一般住宅の除染業務、それと公共施設の除染業務、それと住宅表土除去業務、それと公共施設における事前事後の測定業務、それと除染マネジメント業務、大きく分けて5つの業務委託としたところでございます。

これにつきましては、一括発注ということでございまして、一括発注した理由につきましては短期間での効率的な除染を進めたいということが大きな点でございます。あわせて分割をして除染を発注いたしますと、施設ごとにある程度偏り

が出てしまうというようなことから、一つにまとめて発注することによりまして除染作業が同一の質で行うことができるということが挙げられます。

それと、業者でございますけれども、東洋建設株式会社、中堅ゼネコン的なところになります。本社が東京の青梅でございます。従業員数が1,234名というような状況でございます。

それと、金額でございますけれども、税抜きで29億2,110万円でございます。

それと、議会の議決要件ではないというご質問でございますけれども、ご案内のとおり議決要件につきましては、1億5,000万円以上の工事または製造の請負という規定がございます。今回につきましては、工事の部分というものにつきましては約8%程度の業務でしかないというようなことから、委託ということで発注をかけました。そのようなことで議会の議決要件には当てはまらないという状況でございます。

それと、緊急雇用創出事業での表土の除去でございます。表土の除去につきましては、18歳以下の子どものいる家庭の表土を除去するものでございまして、表土の削り取りにつきましては地表面から深さ3cm程度を予定しております。当然、とった土については敷地内への埋設をいたしまして、土地表面を被覆するというを条件としております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 今、説明をいただきまして税抜きで29億何千万円につきましては、工事が8%だけで委託業務なので議会には出てこないということでございましたが、この辺のやり方については本当にそれでいいのかどうか、補正をかけなくてよかったのかどうかにつきましては、地方自治法をきちっと調べてみまして、またお尋ね

したいというふうに思います。

除染の業者が決まって今年度中に、マネジメントも含めて5つのことを全部終わらせるというようなことでございましたけれども、地元説明会、そして意向調査、実際の除染の内容、着手の時期、年度内完了というようなことで、それがきちっとできる見込みなのかどうかについて、改めてお聞かせいただきたいと思います。そして、その工程の説明、まだ決まっていないというようなことではあったんですが、一応どんなことをやるのか、その除染のやり方で本当に線量が減っているのか。ハロープラザはととも減ったんですが、ああいうことをするのかというようなことについてお尋ねしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 今後のスケジュールということでございますけれども、地域の説明会というものを今月15日から予定しております。5地域内、日中、それと日にちをかえまして夜間というようなことで1公民館エリア2カ所で予定しております。会場につきましては、学校の体育館等を使用しまして説明会を実施してまいりたいというふうに考えております。

それと、当然来られない方もいらっしゃるわけでございますので、それらにつきましては区長配布の通知以外の周知方法でホームページなどで周知してまいりたいというふうに考えております。

なお、自治会の未加入者への対応につきましては、戸別訪問にて対応をしたいということで現在考えております。

そういったことで、先ほど申し上げました緊急雇用の表土除去につきましては、既に意向調査がほぼ済んでおります。そういったこととあわせて表土除去につきましては集中的に事前のモニ

タリング及び同意書を徴集して、速やかに除染に着手をしまいたいというふうに考えております。そのほかの一般住宅につきましては、やはり同意書を徴集後、速やかに除染をしまいたいというふうに考えております。

それと、これらの除染をした結果、線量が下がるかどうかということでございますけれども、線量が下がるであろうというふうに予想はしております。ただ、空間線量のみにかかわらず、いわゆる堆積物とか汚泥、それらを除去することによりまして、少しでも放射性物質を減らすと。それによって被曝する量を軽減させたいというような思いで、年度内完了を目指して全力で今進めているという状況でございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、最初に表土除去については、もう意向調査が終わってこれから始めていくということですので、この5地区の公民館、傍聴の方がおられますので5地区をきちっと言っていただきたいんですけども、どれほどの世帯の方に聞いて、何%の方がすることを同意したかをお聞かせいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 5地区でございますけれども、ハロープラザエリア、それと鍋掛公民館、東那須野公民館、西那須野にあります西公民館、それと厚崎公民館、この5エリアでございます。

それと、住宅の表土除去の意向調査でございますけれども、先ほど申し上げました対象5地区で4,188軒ございます。これにつきまして全世界に郵送を発送したところでございまして、合計で1,447軒という状況でございます。それで、厚崎公民館では440軒程度、鍋掛公民館で130軒程度、

東那須野公民館で440軒程度、西公民館で215軒程度、ハロープラザで200軒程度というようなことでの希望がございました。希望しないという方も400軒以上あったという状況でございます。あわせて未回答の方が70軒強あったという状況でございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 5つの地域で4,188軒の対象者がいて1,447軒の方がその同意をして、これからやってもらうということで、これについては多分3cmはがして、それを自分の家に置いておくということでしたが、これについて、でもことしじゅうにこれはできるだろうというふうに考えているんだと思うんですけども、そのほかの住宅の先ほど申した除染とか、公共用の建物の除染などについて、まだ、意向調査も説明会をこれから15日から行ってということであって、今の説明だと今年度中に終わらせるというふうなことなんですけれども、これについては、ではどのくらいの軒数の方が希望すると見込んで、来年3月末までに冬も含めるのにできるというふうに考えているのか、もう少し具体的にお聞かせいただければと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 設計の段階でございますけれども、一般の住宅につきましては90%の方が一般の住宅の除染を希望するだろうということで設計は組んだところでございます。それで繰り返しになりますけれども、先ほど申し上げましたスケジュールにのっとりまして、速やかに除染に入りたいと。また、公共施設につきましては既に設計等が済んでおりますので、公共施設については近々に除染が入れる予定としております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） まだ、きちっとしたスケジュール、除染をしてほしいというところも90%見込んでいるというだけで決まっているわけではないので、今3月までに終わるか聞いても、それははっきりお答えにはなれないのだと思いますが、除染につきましてはこの市の予定が出る前に個人で除染をした方がいらっしゃいます。表土を除去したとか、家をした方とか、そういう方につきましては、全部自費でやったということなので市と同じ程度の補助を得られるかどうかということが、少し尋ねられておりますので、その点についてどのようにお考えになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 既に除染が完了したご家庭につきまして、それに対して市のほうで同等の補助ということは考えてはおりません。それにつきましては東京電力のほうに請求をしていただくという方向で、現在プロジェクトチームのほうでも検討を進めているという状況でございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 前回の放射能の対策本部でいただきました資料によりますと、平成23年度で1億8,000万円東電に対して請求したけれども、実際に支払われたのは10%のみだったというようなことだったと思うんですね。今のお答えですと、さきに子どもたちのために、あるいはご自分たちの健康を維持するために表土を除去したり住宅除染をした人については、自分で東電にお金を請求しなさいというのは、少しどうなんですかね、乱暴なのではないでしょうか。せめてそういうものを市で何か一括してしていただけたら、東電は簡単に払ってくれないような状況になって

おりますので、その点についてはとても冷たいのではないかと思うんですが、どのように考えているのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 大変言葉が足りなくて申しわけなかったんですけれども、基本的に個人で請求するというのは非常に大変なことだというふうに思っております。そういったことで、市のほうも顧問弁護士とあわせてアドバイザーとして弁護士がおりますので、そういった方々に相談をしながら、あわせて先に表土除去等をした方については、相談会場等を設けながら相談をして適切なアドバイスをした上で、東電のほうに請求をしていただくというようなことで、現在その中身についてプロジェクトチームで検討をしているという状況でございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） ぜひその点につきましては、プロジェクトチームで早く検討をしていただきまして、実際の住民の方のためになるような施策をとっていただきたいというふうに、特に強く要望をいたします。

次に、健康不安解消についてのほうなんですけれども、ホール・ボディー・カウンターの人数を先ほどお聞きいたしましたけれども、この388人と141人、だから529人の方について、これが優先5地区の中でどのくらいのパーセントの子どもたちなのか、こういうことで今後の測定、今年度末までに想定する子どもたちの見込みについてはどのように考えているか、またこれでこのシステムをうまく進んでいるのかどうかについてお尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） ホール・ボディー・カウンター検査についての今後の見込み等につきまして、質問をいただきました。

まず現在、先ほど言いましたように11月末現在平田村が388人、それから那須町が141人ということで、この地区別の内訳ということでございますが、その重点エリア等については、ちょっとそこまでの内訳はきょうは持っていないんですけれども、黒磯、西那須、塩原ということでバス等もそれぞれから出すような形にしてございまして、まず黒磯地区の那須町はちょっと分析していないんですけれども、そのバスの関係で地区を出しております平田村につきましては、黒磯が227ということで58%強です。それから、西那須野地区が110で28%、塩原が51で13%ということでございまして、私どもも申し込みを受け付けしている中で、ハロープラザからの乗車等がちょっと予想していたよりは少ないかなというふうには感じておりますが、先ほど言いましたように、学校を通じて検査はどうかということでお呼びかけをしたところ、学校からも来たので受けなくちゃならないのかなというふうなことかなというふうには思っていますが、若干反応がいいといたしますが、申し込みがふえてきている状況でございます。

今後につきましては、やはり学校を通じて、あるいはこれから保育園とか幼稚園も通じまして、またさらにお呼びかけをするということでございます。

それと、最近の傾向といたしましては、バスではなくて自家用車でお出かけになるという方の割合がふえてきてまして、最近の申し込みでは大体半々という形になってきてございます。

それから、今後の対応ということですが、今年度については協定等も先方としてございますのであれなんです、来年度以降につきましては、検

査料については今のところ病院等に検査機関に払っていただいて、償還払いで後で市のほうから払い戻すという形なんです、これにつきまして検査機関の代理受領という形で窓口ではご負担というか、市の持ち分については半額だけその場で払っていただければいいような形で、実施できるようにということで先方とは協議をさせていただいているところでございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） ホール・ポディー・カウンターについては、市内で受けることができないということであるバスよりも自家用車で行く方が増えているんだろうなというふうに、今聞いていて感じました。これについて今後ももっと受けてくださるということをするために、学校で話をすることなんです、ガラスバッジのときの二の舞にならないように、きちっと必要性とか説明をしてしに、やるんだったらきちっとやっていただきたいというふうに思います。

そのガラスバッジによる測定の実態について説明会を開いたそうなんです、それについてどのようなものだったのか、また、保護者から何か不安とかあったのかどうかおわかりになればお聞かせいただきたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 先日、ただいまお尋ねのガラスバッジの調査結果説明会につきまして、第一段ということで小中学生の検査が終了したということで、対策本部のほうで開催をさせていただいた。私どものほうでは未就学児について現在集計中ということで、さらにその結果についてどのような形でお知らせをするかということで今検討中でございますが、ということで総務のほうでお答えをいただきましたかったんですが、手を挙

げないようなので私のほうから。私も出席はしてございましたので。

その後、私どもの所管の健康増進課のほうにこの件についての問い合わせ等は特に来てございません。教育委員会なり総務部のほうにあったかどうかということは、私のほうではちょっと答弁できませんので、申しわけございません。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 今のお答えは何かお答えになっていなかったの、教育委員会のほうでのお答えがあれば、お答えいただきたいと思いません。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） お答え申し上げますが、このガラスバッジの分析に係る説明会等には私も同席はさせてもらったんですが、説明を受ける側のほうの立場でありまして、主催がちょっと別な部局だったものですから、そういった先生の分析によるデータ等のお話は伺いました。

それを総括していたところが、放射能対策本部のほうだったものですから、一部そういう鈴木先生からの分析なのかなということで承知はしております。そういった程度の認識で参加させてもらいました。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） では、最後に総務部の総括をお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 過日の説明会につきましては、就学児を対象とした結果について保護者の方を含めて地域の皆さんにご説明を申し上げたということでございます。中身については、アド

バイザーであります鈴木先生のほうから、中身についていろいろご説明をいただいたという状況でございますので、その際にもいろいろご質問は出たわけでございますけれども、あの開催の趣旨につきましてはガラスバッジをやった結果、それと今後健康に対する影響、それらの報告を総括して行ったという状況でございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） これ以上聞いてもお答えは出てこないと思いますので、進みます。

健康維持のためにということで不安に関してなんですけれども、学校給食や保育園での給食の食材の検査を先ほどしているという話でしたが、それについては安全が確認をされています、多分。それでも今、給食を食べずに弁当を持参している子どもたちがおります。このことについて教育委員会ではどのように思っているかについて、お尋ねいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） ただいま山本議員からのお弁当持参の児童、あるいは生徒ということのお話があったんですが、詳しく何名まで恒常的にそういったお弁当を対応しているという方については把握はしておりません。

ただし、これまで学校給食の対応として、丸ごと検査等も実施し、なおかつその数値結果についても公表させてもらっておるところであります。各関係機関との一つの一定の検査を経た上での食材ということで実施をし、また、その食材についても丸ごと検査の結果、ただいまのところ不検出ということで、ホームページ等あるいは保護者への通知でもそういう形でやっておりますので、一定のそういった対応策については、給食センターを通じてすべからくやっているものと、このよ

うな認識をしているところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 私もこの給食を食べていないということにつきましては実態調査をしたわけではございませんので、どこで、何人いるとか、何を食べないということが、どこのだれかということとはわかりません。けれども、そういうことがあるということは実際聞いておりますし、御飯だけ食べないとか、牛乳をというようなこと、それは漠としたやはり不安を持っているというふうなことだと思いますので、その辺へのやはり対応はしていただきたいというふうに思っています。

それから、次に最後になりますが、健康手帳につきましては、先ほど健康管理システムで記録をすることで管理をしていくんだというようなお話で、特段健康手帳の配布をする予定はないというお答えでございましたが、その健康管理システムというのがちょっとわからなかったものですから、これは個人個人で何か持っている、一生持てるものなのか、どこがどのように管理をしているものなのかについて説明をお願いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 先ほど答弁しました健康管理システムについてのお尋ねでございます。こちらにつきましては、市のほうで各種の検診あるいは予防接種等実施をしてございまして、その検査結果を住民情報とリンクさせまして、個人ごとに記録しているシステムということで健康増進課といたしますか、保健センターのほうで管理をしております。従来、先ほど言いましたようにがん検診ですとか、メタボの特定健診、さらには骨粗鬆症の検診、肝炎ウイルス検診とか各種検

診ですね。それと成人病関係、それと予防接種、学校等でもやっておりますけれども、その予防接種の実施状況について、個人個人についての記録をデータ化して管理していると。そこに今回、12月の補正でもお願いしている部分もございますけれども、今回始めましたホール・ボディー・カウンター検査、さらには尿、母乳検査ということで、それらについても管理できるようにシステムに組み込んでいくという形で考えております。

その個人の情報につきましては、本人様についてはいつでもお知らせできますし、帳票等にして出力することもできる状態にはなっています。それがシステムの概要という形になっています。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 今のお話ですと、健康管理システムというのは管理をしているのは多分パソコン上で、データは個別に個人が持っているものではないという認識でいいんですね。私が今回健康手帳を配布するのはどうかというふうに聞いたのは、これは二本松市の健康、私の記録というものなんです、こういうハンディタイプ中にいろいろ細かく書いてありますが、やはり子どもさんたちが長い間健康について、チェルノブイリの事故でもありますように、長く管理をしていかなければならないときに、転居をすることもあるでしょうし、そういうときのために、パソコンの中に入っていて必要だったらとれるよでは、どうなんだろうというふうに思います。

母子手帳というんですか、今も母子手帳というの父子手帳というのかよくわからないんですが、子どもが生まれるときにいただく母子手帳のようなものにつけていただいてもいいと思うんですが、ぜひ1人ずつのお子さんにせめて18歳未満の方には、そういうものをきちっと渡すようなシステムを考えていただくということを要望いたします。

当市には、福島県よりも放射能汚染のレベルの高い地区が実際に存在しています。昨年の放射能汚染事故以来、何事もなく暮らしている方がいらっしゃる一方で、不安や対策への不満を抱えて、それがストレスとなってとても不安定な気持ちで日々生活をしていらっしゃる方がいるのも事実です。特に幼い子どもさんがいる家庭や、これから出産を控えている方にとっては、漠然とした不安の中で非常に心細い思いをしながら、そして、大きな声も出せずに暮らしていかなければいけないというのは、本当に切ない思いです。それを何とか軽減していくのが行政の役目なのではないかというふうに思って質問をいたしました。

福島県では、国が除染作業を本格化させていますけれども、現場では大手ゼネコンが主導して実証実験に基づき認定された新技術が使えないというようなことになっているというふうに報道されています。新たな方式が使えないことで住民の安全よりもその安さを優先して、結局、事故を起こしたところの負担軽減を優先しているのではないかとさえ言われています。

除染の目的は、住民が安全に安心して住める環境を取り戻すことにあります。取り戻せるかどうか分かりませんが、多少お金がかかっても有効なしっかりした除染を行ってほしいと思います。また、特に子どもたちの健康に関しては、長期にわたり心身ともに丁寧なケアをすることが必要だと思います。

ここで、過日議会の放射能対策特別委員会と議会に要望書を出した市内の6団体との意見交換の中で、市民の方が訴えた言葉をお伝えして結びにしたいと思います。

市内のある地域で、お母さんが泣きながら伝えてくれました。ことし高校生になった息子に対して、将来の夢は何になりたいのと聞いたら、何よ

りもこの関谷から離れることを第一に考えていると、正直に答えた。ふだん放射能のことは話さなかったのということです。

こんな悲しいことを言う子どもたちに対して、私たちは何ができるのか、何をしなければならないのか、議会も行政も真摯に受けとめなければならないと思います。

ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、24番、山本はるひ君の市政一般質問は終了いたしました。

鈴木 紀 君

議長（君島一郎君） 次に、9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 改めまして、皆さん、こんにちは。議席番号9番、公明クラブ、鈴木紀でございます。

一般質問通告書に従いまして、質問させていただきます。

1、生活困窮者に対する減免措置等と対策について。

生活保護の受給者数は、1996年度以後ふえ続け、2012年7月時点で約212万人、生活保護費も2012年度当初予算で3兆7,000億円と過去最多を更新しています。厚生労働省は生活保護受給前の申請者や相談者に対し、2013年度から本格的な就労支援を実施する方針を決定しました。また、生活保護制度の見直しの検討などが報道されましたが、一方で生活保護は受けていないけれども経済的に困窮している人たちや、さまざまな理由で厳しい生活を強いられている市民もたくさんおられます。

以上のことから伺います。

市税等滞納者の中で生活困窮者、住民税非課税世帯の割合はどうか。

減免措置をとることで収納額は上がると想定されるが、検討されたことはあるのか。

生活困窮者へのセーフティーネットとして減免措置の必要性をどうとらえているのか伺うものであります。

以上、3点よろしくお願いたします。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君の質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） それでは、生活困窮者に対する減免措置等々対策についての市税等滞納者の中で、住民税非課税世帯の割合はどうかについてでございますが、平成24年10月31日現在で、現年度分の滞納のある方は1万1,016人おり、そのうち住民税非課税者は2,029人です。率にいたしますと18.4%になります。

次に、の減免措置をとることで収納額は上がると想定されるが、検討をしたことがあるのかについてでございますが、市税等の減免措置は失業、廃業、事業の不振などにより、その年の所得が前年の所得より著しく減少または減少が見込まれる場合や、災害等を受けたなどの事由がある場合に、市税条例等の定める基準に基づき減免をするものでございます。

なお、収納額の増減というものは想定をしておりません。そのようなことからこれらの検討もしておりません。

次に、の生活困窮者へのセーフティーネットとして減免措置の必要性をどうとらえているのかについてであります。市税等はその人の所得や資産に応じた課税をしているところでありますが、所得の著しい減少等により市税等の納付が困難と認められる場合には、必要なセーフティーネットの一つだと認識しております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） から までまとめて質問をしたいと思います。

市税等の減免措置は、失業、廃業等々の答弁がありました。そういう中でこの住民税のしおりという中にあるんですが、住民税が課税されない人ということで3点入っています。均等割も所得割もかからない人ということで生活保護、また障害者等々云々、また均等割がかからない人ということもあります。また、所得割がかからない人ということでありますけれども、均等割がかからない人、この点については前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の人ということになりますけれども、本市においてはこの金額については幾らになっているのかお尋ねをしたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 本市の条例で定める金額でございますけれども、基本的に28万円以下ということになっております。

なお、扶養が1人ふえるごとにその28万円を掛けるという形になってまいります。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） それでは、滞納者が先ほどの話では住民税非課税世帯、滞納者が1万1,016人ということで、住民税非課税世帯が2,029人ということですが、差し引き9,000人ということになりますけれども、この中で当然納税相談等々があったと思うんですが、どのような納税相談か、失業または廃業等々があったと思うんですが、また、件数等々があればまた教えていただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 市といたしましては、基本的に滞納がある方につきましては、まず納税相談をしてくださいという呼びかけをしております。その納税相談の中で当然病気で働けなくなつたとか、失業したかといろいろなケースがあるかと思えます。そういった中でとところで納税相談をした中で、例えば分納を進めるとか、ある程度の猶予的なものを与えるとかというようなところは、納税相談の中でいろいろ各個人個人でばらばらなケースでございますので、そういった中でいろいろ最善の策を模索しているというような状況でございます。

なお、納税相談の件数等につきましては、先ほど言いましたように滞納ある方については、すべて納税相談をということでお願いをしておりますので、細かい数字等は持ち合わせておりません。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 冒頭に言うのを忘れたんですけれども、今回この質問をするに当たりまして、本市のホームページ等々について僕がとったのは9月27日ですね。そのときには特別な事情で減免するということで2件だったんですけれども、11月20日等々については4件、減免の主な理由として4件プラス2件ということで掲載していただくようになりました。改めてお礼を申し上げたいと思えます。

その上で、減免をとられたケースが今回あったのかどうかもお尋ねしたいと思うんですが、この納税相談に関しましては僕も相談を受けて、収税課にちょっと行ったことがあるんですが、給料を差し押さえするよというような話を伺って、いや、とんでもないと、ちょっと言葉的に余りにも厳しいような言い方をされたら承ったものですから、収税課のほうに行った経緯もあります。で

ければ生活困窮者、払いたくても払えないという相談があるわけですから、言葉的にはそういったものについても相手のことをある程度は考えながらやっていただきたいのと、そのようにも思うわけでありまして、この減免措置をとられたケースが、今年度あったのかどうかお尋ねをしたいと思います。また内容的にわかればお聞きしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 今年度の市税の減免件数等でございますけれども、市民税につきましてはゼロであります。固定資産税につきましては155件、軽自動車税につきましては308件、介護保険料については52件、後期保険料については20件という状況でございます。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 市民税についてはないということですが、ほか軽自動車、介護保険等々あるということですが、これはこの後にお話をお聞かせ願いたいと思います。

セーフティーネットの環境整備についてですが、先ほど申し上げましたようにホームページにもこのように載せていただきました。ただ、強いて言うならば、この中に条例の中にありますけれども、学生、生徒等々についての減免ということも書いてあります。条例でありますけれども、具体的にはどういった学生、生徒なのかお示し願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 学生、生徒でございますが、学生、生徒の場合にはアルバイト等々がされている状況かと思っております。そういった中で、当然学生、生徒については、それらのものについて

はある程度勘案をするという中身でございます。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 他市の件なんですけれども、生活困窮者の場合ということで掲載されているホームページもありました。そういう中でこの学生、本市の市税条例、また施行条例の中には確かに生徒、学生とあるんですが、もっと具体的な内容をやはりこれから検討をしていかなきゃならないのかなと思うんですけれども、このセーフティーネットでの環境整備、もっとしっかりとした形で内容等も今申し上げましたように勤労学生、また失業等々についての金額なんか、きちんと明示されるとわかりやすいかなと思うんですけれども、セーフティーネット環境整備ですね、こういった条例も含めてこの後見直しについて検討されていくのかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 市民税の減免につきましては、市税条例の施行規則によりまして先ほど言いました生活保護等も含めまして、細かく減免の軽減とか免除の割合等も定められております。現行はこの条例施行規則にのっとった形で減免をしまいたいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 最後になりますけれども、ホームページについてももう少しどうせするならば、わかりやすいような丁寧なホームページを掲載させていただくと、もっと運用的にいいのかなと。いいのかなと変な言い方ですが、本当に生活に困って払いたくても払えないというそういう方たちもいるわけですから、こう言っただけなんですけれども、知らなければ損するということではなくて、情報をもっと流してやることも大事なかなと思います。そういった中で、ホーム

ページのもう少し中身的に充実と、さらに介護保険、水道等々のやはり減免制度もあるわけです。また、先ほど申し上げましたように学生及び生徒というものも項目として出ているわけですから、そのところも勤労学生という中でのしっかりとした検討をしていただきたいと、強く要望をして次の質問に移ります。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後 1 時会議を再開いたします。

休憩 午後 零時

再開 午後 1 時 0 0 分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9 番、鈴木紀君。

9 番（鈴木 紀君） それでは、午後の質問をさせていただきます。

2 番の空き家、空き地対策について、訂正をお願いしたいと思うんですが、の空き家対策についての が 2 つになっていますけれども、に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、空き家、空き地対策について。

総務省の調査によれば、平成20年10月時点での総住宅数は5,759万戸に対して総世帯数は4,990万世帯と約760万戸の空き家があり、10年間で180万戸の増加であります。住宅・土地統計調査の空き家率は全国平均14.43%、約7軒に1軒が空き家ということです。高齢化率の高い地域は空き家が多く、お年寄りが亡くなった後、持ち主不在で空き家になるケースが多いというデータもあります。生活環境、生活安全上などの問題もあります。

また、空き地についても草や垣根、樹木などの

手入れがされていなく、地域からの苦情も多々あり私も伺っております。11月9日から15日までの7日間、火災予防運動が実施されました。これからの時期が年間で一番火災が多いと伺ったことがあります。地域で怖いのはこの火災でもあります。火災予防の観点からも空き地対策を伺うものであり、以上の観点から空き家、空き地対策を伺います。

空き家対策について。

空き家、廃屋の把握はされているのか。

空き家に対する近隣からの苦情は出ているのか。

空き家の不審火の件数はあるのか。

空き家の管理義務の必要性をどう考え、所有者に対してどう対応をさせているのか。

空き地対策について。

空き地の不審火の件数はあるのか。

防火対策はとっているのか。

まちづくりの観点から那須塩原市住宅マスタープランに、空き家の活用促進を図るとうたっているが、どう検討されたのか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） それでは、私のほうから 空き家対策についての から まで順次お答えいたします。

まず、 空き家、廃屋の把握はされているのかというご質問にお答えします。

平成20年住宅・土地統計調査の推計値による市内の空き家の戸数は9,430戸となっておりますが、実態は把握しておりません。

次に、 の空き家に対する近隣からの苦情は出ているのかというご質問ですが、空き家に対する苦情等の相談件数は、平成23年度で20件、本年度

は10月末で15件となっており、相談内容の主なものは敷地内の立ち木や雑草に関する苦情でした。

次に、の空き家の不審火の件数はあるのかというご質問にお答えします。

平成23年4月から本年10月末までの消防の火災出動状況によりますと、不審火については確認されておられません。

最後に、空き家の管理義務の必要性をどう考え、所有者に対してどう対応させているのかというご質問ですが、空き家は十分な管理がされずに放置されますと、防犯、防災、衛生及び景観が悪化するなど生活環境の低下が懸念されるため、管理義務の必要性は大変大きいものと考えています。したがって、空き家は個人の財産であることから、所有者みずからの責任において適正な管理をするべきではありますが、周辺住民などから相談を受けた場合は、文書により相談内容と写真を添付した上で、当事者間で話し合うよう通知をするという対応をとってございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（成瀬 充君） 私のほうからは、空き地対策についての と についてお答えをいたします。

の空き地の不審火の件数についてですが、空き地に関しましても平成23年4月から本年10月末までの消防の火災出動状況によりますと、不審火については確認されておられません。

次に、の防火対策をとっているのかについてですが、消防署及び消防分署では、地域などから苦情などが寄せられた場合、現地確認を行い必要に応じ所有者などへ文書による指導、改善等の通知をしております。

以上です。

議長（君島一郎君） 建設部長。

建設部長（薄井正行君） 私からは の住宅マスタープランにおける空き家の活用促進についてお答えします。

那須塩原市住宅マスタープランは、平成32年度までの住宅施策に関する基本的な方針を定めた計画でございます。本計画のうち、ご質問の空き家の活用促進につきましては、他自治体の取り組みなどを参考に施策取り組みイメージを掲げておりますが、具体的な検討はまだ行っておられません。今後の住宅事情の変化や既存住宅の利活用への要望の高まり等を踏まえて、今後検討をしたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） では、順次再質問をさせていただきますけれども、空き家、空き地対策は関連していますので、一括して質問をしたいと思えます。

土地の統計調査によるとということで、空き家は土地の統計調査では9,430戸ということですが、各地区、塩原、西那須、黒磯等々についての空き家の振り分けといたしますか、そういう件数がわかればお尋ねしたいと思います。あわせて黒磯、西那須、塩原等の空き家率、先ほど私も言いましたけれども、全国平均が約15%弱ということで、そういうことからいくと那須塩原市においては空き家率、どの程度になるのかお尋ねしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 先ほど9,430戸ということでお答えいたしました。これにつきましては、先ほども申しましたように、平成20年度に行われました住宅統計調査の推計値ということで、その後についての市の部分ということで市で策定

しております住宅マスタープランの中から抽出した数字でございます。その中では、全体としての空き家率というのは18.0%というふうに出ておりますが、地区ごとの数字というのは掲載されておられませんので、私どものほうとしては把握しておりません。申しわけございません。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 空き家率がわからない、全体では約18%ということですが、ざっくりで言えば6軒に1軒か5軒に1軒が空き家なのかなと思うわけでもあります。そういった中で苦情も立ち木ということですが、敷地の中に家があるの立ち木の苦情なのか、全くの空き地での立ち木の苦情なのか、そこら辺のところもあると思うんですけれども、いずれにしろ苦情件数が一番多いということですが、それに対して所有者がわかっている場合は文書で云々ということですが、1年目は確かにそういった形でやっていたと思うんですが、2年目、3年目になるとなかなか難しいところもあると思うんです。

そういった中で、その立ち木等についてのこととか草等々の伐採、草刈りですが、そういったものに関しては2年目、3年目はどういった対処をしていくのか、また、所有者がいない場合はどのような対処をしていくのか、2点お聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） ご質問いただきました内容にお答えする前に、ちょっと訂正させていただきますのでよろしいでしょうか。

先ほど、空き家率18.0%と申し上げましたけれども、これにつきましては2次的住宅、いわゆる別荘のようなものですね、そちらを除いた場合は

14.9%ということになるようです。

それでは、空き家の相談件数の中で樹木、雑草についての相談ということで先ほど申し上げたわけですが、先ほどの数字は家が建っている状態での敷地における数字でございます。本当の真っさらの更地の空き地ということになると、さらに雑草その他に関する苦情は多い件数になっていきます。

例えば、平成24年度、今年度の現在までですけれども、3地区合計で77件という数字が上がってきてございます。確かに空き地、空き家については毎年同じところについて苦情が寄せられるということもありますので、そういうものについては毎年対応するというような形になるかと思えます。

あと、所有者がいないということですが、市で持っている課税情報とかそういうようなもの、もしくは登記所の情報等調べて所有者がいないということは基本的にないので、そこら辺のところを突きとめた上で通知を差し上げているというような形をとらせていただいております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 実際、僕なんかも苦情を受けた中では、やはり所有者がなかなかわからないというか、隣に住んでいる方が引っ越しちゃってわからないといった場合の苦情を受けたことがあります。そういった中で、無責任ではあったんですが、交通の妨げになるとそういった場合においては、きちんとしたこういった形で木を切らせてもらいましたという、もし所有者等が来た場合にそういう形で言っていただくようにして、切ったらいろいろでしょうと言ったことがあるんですけれども、やはり所有者がなかなか判明できないというか、地域の人たちがなかなかわからないと、探しようがないといった場合には、それはこちら

のほうに相談をかければ何らかの手当てをしてくれるのかどうか、再度お伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） いわゆる民間の所有に係る土地に附属する木であるとか草であるとかということについては、私どもとしてはできる限りにおいて所有者、管理者というものを探し出して、地域の実情をお伝えし、早急に対応をしていただくような通知を差し上げているわけですが、それでもなおかつ改善されないような場合において、行政として一方的にといいますか、行政の権利を持ってそれを改善するというような手段をとることは、今の時点ではできないような状態になっております。

したがって今、全国あちこちの市町村でできています空き家条例とかというものも常に見ているわけですが、その中で空き家というか空き地条例みたいなものがあればいいのかなということいろいろ研究はしているんですが、なかなかそのようなものも見当たらないというような中で、どのような対応ができるかというのは鋭意研究しているところではあります。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 行政として、今の時点ではなかなかできないということですが、最近の報告では中古住宅なんかではかなり売れているのかなというようなことが目につきます。ただ、そう言いながらも高齢化で核家族ということでは、せっかく自分の家を持ってモリストラ、失業等々で家を手放す場合が多いと思います。そういった中で、敷地の雑草等々のいろいろな苦情があったと思うんですが、最近の新聞で、これは12月2日なんですが、那須塩原市所有の人が那須町

の家屋ということですが、空き家で1棟全焼というような記事を見ました。

そういった中で、やはり交通事故ではないですが、予防、そういったものが十分に必要なのではないかと、そのようにも実感をしてきます。また、高齢化等々も含めると、当然ながらと言いませんけれども、空き家がふえてくると。そういった中で、残念ながら行政として今の時点ではできないということですが、管理責任として何らかの手当ては必要ではないかなと思うんですが、現状でやはりこういった行政としては今の時点では何もできないのかどうか、再度お伺いをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 生活環境部としては、雑草であるとか、樹木の繁茂であるとか、そこから発生する虫とか、あるいは空き家になっていることによって防犯上、だれかが侵入してたむろするというようなことで治安の問題、それから火災の関係とかということから、いろいろ対処法を研究しているわけですが、空き家一般ということになりますと、当然住む人がずっといない中で廃屋化していくというようなことなものですから、空き家になった時点で有効活用を図る方策であるとか、まちづくりの観点からそのエリアでの住宅の供給という観点から、いろいろな観点から住宅というのは対応していくべきものだろうというふうに考えております。

したがって、他市町村の条例等を見ますと、そういう住宅の廃屋化を防いで有効活用をしていくという観点から、もしくは既に廃屋化してしまったものを、それを管理するものがなくなってきたものを、どのように処分していくかというような観点から、さまざまな観点からいろいろな条

例等を制定されている動きの中で、那須塩原市としての実情が、まずどういうものなのかという確認が大事だと思いますが、その上で私どもの所管だけではなく、住宅を所管する部署、それからまちづくりを所管する部署、いろいろかわりがあるところがありますので、横断的に連絡を取り合いながら、今後条例化とか、そういうことで行政が積極的に関与できるような体制を、今後はつくり上げていかなければいけないだろうというふうを考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 所有者の管理責任ということで、大変貴重なものをいただきましてありがとうございます。

空き地対策については、松戸市なんかにおいて草刈り機を貸すとか、そのような対応をとっているところもあるようなことを報道で読んだことがあります。また、空き家条例についても、先ほどお話がありましたように、まちづくりの観点からやはり建設指導課が指導をしてやっていくとか、また、景観条例という部分からの空き家条例をつくっているところもあるわけです。また、防災、そういった部分からやはり所沢市なんかでは、総合政策部危機管理課防犯対策室というところで所管しているというような、いろいろな横の連携の中でどこかがやっていくというようなことであります。

そういった中で今お聞きしましたけれども、条例化を進めなければならないということですから、一日も早い条例化を進めていただきたい、そのように思います。そういうことで強く要望をいたしまして、次に移ります。

3のごみ行政について。

平成21年にごみ処理有料化が開始され、ごみ袋

の有料化が始まりました。ごみ総排出量は確かに有料化以前と比較した場合減少になりましたが、22年度には生活系ごみ、21年度有料化直後から既に事業系ごみは増加になり、ともに増加傾向になっています。

ごみ処理基本計画（平成25年度から33年度までの9年間）も、新しく策定の予定になっています。以上の観点から伺うものです。

ごみの総排出量の増加の原因は何なのか、対応はされたのか伺います。

ごみの分別は重要であると思うが、ごみ減量推進員制度の役割を伺います。

ごみの資源化率を高めることも重要であると認識しているが、どう対策をとるのか伺います。

事業系ごみの減量化をどう進めるのか伺います。

以上4点、お願いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

まず、ごみの総排出量の増加の原因は何か、対応はされたのかについてお答えします。

ごみの総排出量は、平成21年度ごみ処理の有料化により減少しましたが、平成22年度以降は増加傾向にあります。これはごみ処理の有料化後にあらわれるリバウンドと呼ばれる現象であり、多くの自治体でもこのような現象が見受けられます。その後の対応については発生抑制、再利用、再生利用、3Rを推進するため、減量や分別方法の具体例を、広報、ごみ減量推進委員通信、ホームページに示しながら啓発活動を行ってまいりました。

次に、ごみ減量推進員制度の役割についてお答えいたします。

ごみ減量推進員は、ごみの減量化や資源化率の向上を図るための地域のリーダーとして活動をお願いしています。具体的な職務内容は資源物や可燃ごみ、不燃ごみなどの分別方法やボランティア袋の使用法、ごみステーションの使用や管理に関する利用者への周知・指導です。

次に、ごみの資源化率を高めることについて重要であると認識しているが、どう対応しているのかにお答えいたします。

ごみの組成を調査した結果、可燃ごみの中には紙類が多く入っていることがわかりました。そのため紙類の分別については引き続き分別方法の具体例を示しながら、広報やホームページによる周知を行い、また、地域における集団資源回収制度を活用してもらうなど、資源化率を高めたいと考えております。

また、平成25年度から主にレアメタルを回収するため、使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が施行されたことから、小型電子機器等の分別回収の導入を検討していきたいと考えております。

次に、事業系ごみの減量化をどう進めるかについてお答えいたします。

事業系ごみについては、ごみ減量意識を高めるため、ごみ減量等協力事業所認定及び顕彰制度をさらに活用してもらうよう呼びかけを行うことや、ごみ排出量の多い事業者に対しての指導を行うため、調査研究を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） リバウンド現象ということですが、やはり意識が薄くなったということも一因あるのかなと思います。また、ごみの有料化になれてきたのかなというようなこともあると思います。対応についても、先ほど広報とかごみ

減量推進員、通信員とかホームページとかありましたけれども、いずれにしろこう言うては何ですが、やはりその後の対応の仕方が弱かったのかなと、そのようにも思うわけですが、その点についてはどのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

もう一点は、先ほどごみ推進員制度の役割ということをお聞きいたしました。そういう中においては地域のリーダーを育成するということですが、その地域のリーダーを育成するための講座といいますか、研修といいますか、そういったものも今まで取り組んできたのか、2点お伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） リバウンドについて、その後の取り組みが弱かったのではないかなというふうなお尋ねをいただきました。事業系のごみについては、もともと有料でごみ袋導入後も同じ金額でしたので、家庭系ごみに限って言いますと、確かに導入直後減ったのが翌年には増加傾向になっているというふうなことでございます。その間、いろいろ啓発活動等を実施してきた中で、去年から今年度ぐらい1年間ぐらいかけては、家庭系ごみについては減り傾向、減ってくる傾向にございます。

実は、スーパーなんかにお買い物に行っても買い物袋を持参されている方が非常に多くなってきて、逆にレジ袋をもらうのがちょっと恥ずかしいぐらいに今は普及してきたというふうなこともありまして、徐々に余分な、ごみになるようなものは買わないとか、取り込まないというふうなお考えが、市民の皆さんの中に浸透してきているのではないかとこのうちは考えております。引き続きできれば市民の皆さん、それからそういう

消費生活にかかわる活動をされている団体の皆さん等のお力もかりながら、いわゆる市民協働というような考えのもとで、一緒に行政も市民の皆さんも一緒になってごみ減量に今後取り組んでいく、具体的な取り組み方法なんかも検討をしていきたい。広報だけでなく、そのような取り組みも検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、ごみ減量推進員のリーダーとしての研修ということでございますけれども、昨年、平成23年9月に文化会館の小ホールで、ごみ減量、資源化についての基礎知識ということで研修会を実施いたしました。残念ながら今年度は実施していないんですけれども、これからも計画的に実施したり、あるいは推進員として活動をしている優秀な事例等の発表会なんかも計画できればいいかなというようなことで考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 確かに意識は高まったと思うんですね。正直僕も近くにお店がありますけれども、ほとんどマイバッグといいますが、そういったものを持っていくと、たしか合計から3円ぐらい引いてくれるのかなと。そういった中においては、少しでもやはりマイバッグ運動を進めるのが大事なのかなと思うんですが、何年前にたしか各大手といいますが、そういったスーパー関係等のマイバッグ運動で、何か運動があったような気がしたんですが、以前の松本部長だったかそのころだと思うんですが、詳しくちょっと今若干記憶が薄いんですが、そういった周りの業者さんとの連携をしながらマイバッグ運動を進めるというような、そういった形もあったと思うんですが、その後どうなっているのかお伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 県のほうの音頭取りというか、そういうような形で何年か前から、レジ袋の有料化ということで取り組みを始めた。県北地域それぞれのいろいろなスーパーが歩調をそろえて、例えば3円とか5円とかということでお金をいただくような形で取り組めないかというようなことで、いろいろ協議をしてきたというふうになっておりますけれども、その後、それぞれのスーパーがそれぞれ独自に、例えばうちは2円引きますとか、もしくは5円キャッシュバックしますとかいろいろな取り組みが浸透してきて、今のところ足並みそろえて有料化というような動きは、ちょっととまっているのではないかとこのように思います。

ただ、その中から生まれてきたマイバッグの推進に関する消費者側からの取り組みという形では、毎年マイバッグのコンクールなんかをやっておりますけれども、そのような形でマイバッグを使いましょうというような形で、運動は継続しているというふうに言えると思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） マイバッグ運動ということで、これからも進めていかなければならないのかと思います。先ほどの答弁の中で、ごみ推進員制度というお話もありました。現状で、先ほど申し上げましたように地域のリーダーということですから、これからもっとこの充実を図っていくということと、もう一点はやはり地域の人たち、我々市民に対してもっともっとごみ減量を進めるための出前講座といいますが、各公民館ごとに何らかの形でこちらから積極的に出前講座をしていくことが、最終的にはごみの減量化につながる一つの案ではないかと思っております。そういった中で、

ごみ推進員制度をもう少し充実させていくのか、また出前講座等々についても積極的に進めていくのか、2点お聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） ごみ推進員制度については、地域のリーダーということで、これからはますます活躍していただきたいというふうに思っておりますので、今後とも研修をするとかいろいろ情報を交換し合うとかというような場をつくるとか、さらに充実を図っていきたいというふうに思っております。

それから、市民の皆さんに少しでもごみに対する理解であるとか、興味というんですか、そういったようなものを喚起するための出前講座というのは、いつでもお呼びがかかれば出向く準備をしておりますので、例えば自治会であるとか、あるいはいろいろなサークルでも結構ですし、子どもたちの集まりでも結構ですし、何かあれば言っていただければというふうに思っております。その件については、逆にこちらから市民の皆さんにどうぞ一声かけてくださいとお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 推進員制度をもう少し充実していくということで、よろしくお願ひしたいと思います。ただ、出前講座については、できることならばこちらから積極的にいつやりますよという形でしていただくと、参加しやすいのかなというように思います。また、行政連絡員さん、自治体の会長さんあたりとも連携をとっていただく必要があるのかなと思います。

若干視点を変えてお聞きしたいと思うんですが、現在のクリーンセンターでの焼却灰について、1

日どの程度の量が出ているのか、また、処理はどういうふうにされているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 焼却灰について、ちょっと手元に資料を持ってこなかったんですが、飛灰と主灰といわゆる2種類あるということで、飛灰のほうについては1㎡入りのフレコンバッグというか袋みたいなものですが、それに大体1日5個ぐらい出ているということになります。主灰については、さらにその何倍かの量で出ているということです。

処理方法ということですが、主灰については本来ですと熔融スラグをつくって建設資材等に売却するというようなのが、クリーンセンターの本来の役割なんですけれども、現在のところ放射性濃度が若干高いということで商品にならないということから、最終処分場のほうに埋め立て処分をさせていただきます。

飛灰については、8,000ベクレルを超える指定廃棄物ということで現在クリーンセンターの敷地内に、一時保管をしているという状況でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） これについては余り深く追及しません。ただ、強いて言うことは焼却灰、主灰にしる飛灰にしるふえていくことは間違いないということで、そういう中からもいかにやはり減量、分別をするのが一番重要な観点ではないかと思うのです。そういった中で分別をしていくための一つの手段としてとっています生ごみ処理容器と機械式生ごみ処理設置費補助費というものがあると思うんですが、今年度の普及はどのぐらい

あるのかお聞かせ願いたいのと、今後分別、また減量化を進める、最終的には灰になるわけですから、それを少なくするための一つの手段として、この補助費等々についてもふやす考えがあるのか、2点お聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 生ごみの処分ということで、それぞれの家庭もしくは事業所で処分できれば、クリーンセンターのほうに持ち込まれることがないというようなことで、そのような観点からも生ごみ処理機の購入について補助制度を設けているわけですが、その利用状況なんですけど……、ちょっと手元で数字がありませんので、後ほど確認してお知らせしたいと思います。

すみません。それと補助金の増額なんですけど、生ごみの処理機についても、今はいろいろなタイプが出ておりますし、機能的にもすぐれたものも出ているので、そういったようなものを十分調査した中で、補助率であるとか、額とかというのを再度検討をしていきたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 減量化を進めるのには、一つの手段としてごみ処理容器補助金の増額も、よろしく検討をお願いしたいと思います。また、答弁にありましたけれども集団資源回収制度というような活用もありました。これも当然ながらとは言いませんけれども、やはりもっともっとふやしていかなければならないのかなと思うわけであります。

そういった中で、やはり事業系のごみの減量化、これも非常に大事なところではないかと思うんですが、ごみ減量等の協力事業者認定と顕彰制度というものが先ほどもありましたけれども、昨年の

中での、今年度でもいいんですけども、今まで優良事業所ということで顕彰された会社は何社ぐらいあるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） まず、顕彰制度についてなんですけれども、今年度から登録が始まったということで、まだ顕彰というところまでは至っておりませんが、今後、どんどん登録する事業所がふえるように、働きかけを強めていきたいと思っております。

それと、先ほどのごみ処理機の補助の実績なんですけど、23年度なんですけれども、コンポストが24基、それから機械式のものが20台というような実績になっております。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 生ごみ処理容器もぜひやっていただきたい、増加させていくことが繰り返しになりますけれども、減量につながるのだと思います。ホームページの充実も当然ながらやはりごみの減量は強いてはやはり環境の予算にもなってくると思います。そういった中で、しっかりとこれから出前講座も含めまして取り組んでいただきたい、そのようにも思います。

次の質問に移ります。最後の質問です。

その前に一言だけ。先日、宇都宮のほうのごみの増加ということでありましたけれども、市民1人が1日当たり卵1個分、50gを減らせば年間1万t減らせるというようなニュースもありました。ですから、我々は水切り一つとっていただけでも相当なごみも減らせるのかなと思いますので、そういった周知徹底もよろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後のナンバー4、ごみの戸別収集について質問をいたします。

高齢者の単身世帯や高齢者夫婦だけの世帯は増加する一方です。老老介護の家庭もニュースで目にしますが他人事ではありません。年をとると元気なときは苦なくできたことが困難になってきます。ごみ出しのような小さな手助けの積み重ねが、日々の生活を支えるということもあり、また安否確認にもつながります。県内でも既にごみの戸別収集を開始されている自治体もあります。

以上のことから伺います。

県内の宇都宮市、鹿沼市、佐野市などで「ふれあい収集」の名前でごみの戸別収集を実施していますが、本市ではこの事業をどうとらえているのか伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） ごみの戸別収集事業を、本市ではどうとらえているかということについてお答えいたします。

本市においても、ごみをステーションまで運ぶことが困難な高齢者世帯がふえてくることが予想されます。また、障害をお持ちの方などがみずからごみを出すことができない場合において、これらに対応した収集方法については、課題の一つと考えております。今後ごみの戸別収集につきましては、地域における支え合いの仕組みなどを考慮しながら、慎重に調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） それでは、再質問をさせていただきます。

この地域福祉計画が今年度の3月に出されました。そういった中で6ページに高齢者のみの世帯数の増加ということが載っています。高齢者のひとり暮らしの世帯、平成22年度3月31日で3,537

世帯、23年3月31日で3,713世帯と、約200世帯ぐらい増加しているわけであります。そういった中で各地域ごとの塩原、西那須、黒磯地域ですけれども、その中でひとり暮らしの世帯数の振り分けと伺いますが、地域ごとにわかっているのであればお知らせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（生井龍夫君） 高齢者世帯数につきまして、今、議員さんのほうで数字をおっしゃいました。最新と伺いますが、24年4月1日現在ではひとり暮らしが3,937世帯、高齢者のみの世帯数が3,328世帯ということで7,265世帯にことしの4月にはなっております。これの地区別の内訳ということでございますけれども、現在、ちょっと私の手元では数字がございませんので、ご勘弁をいただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） ちょっと残念に思います。各地域ごとにわかっていない、これから高齢者世帯は増加していくわけですから、実態を把握していただきたいと思っております。また、そういった中で先ほどの答弁の中でも、慎重に調査研究ということをおっしゃっていました。近所で困っている人がいるということは現実でありますから、何を慎重に調査研究をしていくのか、細かいことですがけれどもお聞かせ願いたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 慎重にと申し上げましたんですが、ごみ出しに困っているという方が今後ふえるというようなことで、では、今のところステーションまでそれぞれ運んでいただくというのを原則としているわけですが、それを戸別に回収するということになると、当然費用と

いうのもかかってまいります。今後、高齢化が進む中で、どこまで税金でもって、行政でもって対応するのか、どこまでどこまでもやるのかというのと、それはある程度地域の中の支え合いの中で解決していく課題というふうな整備の仕方もあると思います。それでもどうしてもだめな部分について、対応できない部分について行政がやるとか、そこら辺の仕分けのほうを十分に考慮した中で、現在、実際この3,000世帯、高齢者のみの世帯を含めるとさらに7,000世帯を超え、さらに高齢者、障害者だけの世帯とか考えますと、なかなかごみ出しも大変な世帯というのも相当数あるというふうに考えています。

その中で、私どもの担当課のほうに、特にそういったような戸別収集に関する要望というようなのは今のところ寄せられていないという状況から見ますと、あるいは近くに住んでいる家族がごみの日に対応をしているのか、もしくは隣近所の人との助け合いでやられているのか、そういったような地域の中の支え合いがある中に、行政が手をつたつことによってそういう地域のつながりを壊してしまうということもないとも言えない、そこら辺の実態のほうをよくよく把握した上で、制度のほうを考えていきたいというふうな意味で、慎重にというようなふうに申し上げさせていただきました。

以上です。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 実態調査をしっかりとっていくという中で調査研究をしていくということですが、そうなってくると先ほどお聞きしましたけれども、西那須、黒磯、せめて3地区の高齢化率といいますか、そういったものはしっかりと把握していただく必要があるのかと思います。その上で、いろいろやっていくことが出てくるのか

など。

一つには、先ほど部長から答弁がありましたけれども、地域で支え合うということですから、地域の中でごみステーションごとといいますか、そういった中でのお手伝い、地域の中でやっていくことも一つなのかなと。また、行政のほうから見れば、やはり車座談議というような中での検討も一つなのかなと。行政一本で、こういうやり方なんですよということではなく、各地域に合ったこういった戸別収集、そういったものも大事なのかなと思います。そういった中で、今申し上げましたように車座談議等々についての検討もありかなと、そのように思いますけれども、そちらの検討も今後進めていく一つの手段なのかなと。

また、ごみステーション等々についての範囲の中でやっていくことも必要なかなと思うんですけども、その点についてはどうお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（長山治美君） 車座談議とかいろいろ地域のことを話し合う場というのは、たくさんあると思います。その中で行政も先ほど話題にもなりましたが、車座談議については間違いなく行政職員が入っています。入っていない集まりであっても、出前講座みたいな形で行政のほうとして参加することができますし、いろいろな形で市民の皆さんと今後のことについて制度を組み立てていく、つくり出していくということについては、当然市民協働を推進するという市の大前提がございますから、当然そのことはこれからの最重要な取り組み課題としていきたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 地域福祉計画の中にもあり

ますけれども、近所に住んでいる何らかの支援を必要としている方へのあなたの考えに最も近いものは何ですかということでは、一番断トツに多いのが、近所に住むものとしてできる範囲で支援したいという、そういったものが一番になっております。また、近所に介護や子育てで困っている家庭があった場合は、あなたはどのような手助けができますかということでは、見守りや安否確認の声かけという、また、お年寄りの話し相手、そういったものが高い数値を示しています。こういった中においては地域で支え合うということに関しては、市で進めている協働という部分も大きく当てはまるのかなと思います。また、行政の中でもそういった中で少しでも手助けすることが大事なのかなと思います。

そこで、市長に伺いたいと思うんですが、ひとり暮らしの世帯が先ほど、24年4月現在で約4,000人弱と、高齢者すべてを含めると7,300世帯弱ということがあるということですが、先日、私の知り合いで孤独死された方がおります。非常に悔しく思います。そういった中で終末期、これを迎えるときにどういった形で迎えられるのか、これは非常に厳しいものがあるんじゃないかと思えます。高齢化が進む、高齢者がふえてくる、我々も決して他人事ではないと思えます。そういった中において、この戸別収集、片方だけでやるという問題でもないと思えます。命をいかにつなげていくか、また、行政から、市民から見れば心が安らぐようなそういった姿勢が必要ではないかと思うんですが、市長として今後、こういった戸別収集、単なる戸別収集ではないと思えます。そういった中で結びとしては市長にその何か要望というか、所感があればお聞かせ願いたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） とても重い課題を突然質問されました。ごみから始まって終末期の問題まで、これは似て非なるものではありませんけれども、非にして似たる現象だと思っております。この問題は、ここで明かす必要もございませんが、この答弁書作成に当たっても、とても長い時間を使ってみんなで、部長さん以上協議をさせていただきました。これがどういう意味を持っているか、非常に深くて広い意味を持っていると、こういうことで先ほど部長の答弁では慎重に検討すると、こういうところで何とか納得が得られないかなと、こういう気持ちでございました。

ただ、私もごみ減量推進員をやっております。これは推進員をやるその人って、とっても大変なんです。やったことがあるんですけども、ごみが行った後検査をする。残ったものが何であるか、こういうこともこの逐一ステーションで分析をして、スムーズなごみ行政。でも、このお年寄り、あるいは身体障害的なものでごみが出せない人、こういう人を支えるのは最終的には協働協働といっても、これまるで文化みたいなものなんです、日本独特の。それは地域で支え合う、あるいは文化の始まりは人と人が接すること、日常生活そのものが文化ですから、こういうものを考えると、これは思いつきではありますが、例えばそんなに一つのブロック、ステーションの中に50人も100人ものお年寄りはいないはずでありますので、できれば、私の考えですよ。中学生から高校生ぐらい、通勤している人というのはとても朝が忙しいので、そういう方が登校するときに必ずのぞいて見る、あるいは決まった日にごみを出してあげる、そういう仕組みは不可能ではないと思っております。

でも、突然やるとびっくりしますから、ふだん

から触れ合う。触れ合うことが文化の始まり、こういうようなことで、このごみの鈴木議員の短い答弁の中には、かなりの時間を費やして、そういうさまざまな角度から検討をして、今答えられることはここまでという範囲でお答えをいたしましたので、できればご理解をいただいて、期待をしていただきたいと、こういう気持ちでございます。議長（君島一郎君） 9番、鈴木紀君。

9番（鈴木 紀君） 大変にありがとうございます。文化、人と人が接することということで、私も今回の質問に関しましては、市長が昨日ですか、相馬議員のほうに答弁されておりますけれども、住んでよかったと言えるまちづくりというのが、私にとってみればやはり人に優しいまちづくりではないのかなと思っています。また、まちづくりの究極は文化づくり、先ほど市長の答弁にもありますけれども文化づくり、人と人との触れ合いというものが、まず文化の始めだとこれは私も思っております。

また、住んでよかったと言えるまちづくりにつながるんだろうと思っております。今回の市民税の減免制度、空き家、空き地対策、ごみ行政、ごみの戸別収集、すべて小さい事業かもしれません。しかし、市民一人一人の不安を少しでも和らげ、寄り添うそういったものをしていくことが、我々議員の使命だと思っておりますし、これまた市長の使命だとも思っております。そういった中において、やはり市長の今言われた文化、この心を持って一日も早い対応をしていただくことを切に要望いたします。また、よきまちづくりを進めていただきたいと思います、そのように要望をいたしまして私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、鈴木紀君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時09分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡 部 瑞 穂 君

議長（君島一郎君） 次に、12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 議席番号12番、志絆の会、岡部瑞穂でございます。

市政一般質問をさせていただきます。

1、健全な行政運営の維持について。

日本社会を取り巻く経済環境は依然厳しく、将来にわたりより厳しい行政運営の中で、市民サービスを維持向上させていくことが求められております。

那須塩原市監査委員によると、平成23年度那須塩原市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書において、歳入に関しては一層の収納対策等の強化、歳出に関しては外部委託推進等の合理化に加え、生活に直結する優先度の高い施策を構築し、最少の経費で最大の効果が出るような市民サービスを望むとの報告がございました。

そこで、健全な行政運営を推進するための施策について質問をいたします。

歳入の維持、創出について。

人口が減少しているところに書いてしまいましたが、県内2位の人口増と市長から発表されましたので訂正をお願いいたします。

烏ヶ森公園や東三島地区の市営住宅では、空き家や空室が多く見られるようです。使用料の歳入不足は重要な問題ととらえております。他の市営住宅でも同様の状況なのか、市営住宅の那須塩原市になってから現在までの利用状況の推移と、利用増加のために何らかの対策を立てられているのか伺います。

小中学校適正配置によって塩原小中学校は一貫校になるため、現在の塩原小学校の校舎は使用されなくなります。その後の利用方法を伺います。また、塩原文化会館ゆっくりセンターのこれからの利用方法についても伺います。

ここで、訂正をお願いします。

次のページの「ため、何らかの対策を立てられているのか伺います」の1条を削除お願いいたします。

農業、観光、商工等産業の活性化のために地域ブランドの創設やアンテナショップの事業取り組みは、大変評価できるものと考えています。さらに活力を創造し、そこから市への歳入に寄与するためにも、行政主導の政策もやむを得ないのではないかと思います。そのため、今後行政主導でどのような連携事業を展開していこうとされるのか伺います。

華の湯やもみじ谷大吊橋等観光施設の収入は、施設管理や運営等で重要です。市有施設の指定管理者に対して、民間企業と同様に業績等の年間目標を設定していますか、伺います。

また、業績が目標より著しく低かった場合の行政の指導は、どのようにしていますか伺います。

新規事業、海外都市産業交流事業は、意欲、感性ともに高いメンバーでのフランス視察が行われ、多くのことを学ばれ、感じ取られて帰国されたことと思います。既に意見交換、報告が済んでいるかとは思いますが、本市の産業発展につなが

るのではないかと思いますので、その内容を伺います。

また、今後も継続して同様の交流事業を発展させるのか伺います。

歳出の合理化（外部委託の推進）について。

過日、建設水道常任委員会では、全国に先駆けて水道事業の包括業務委託を実施した群馬県太田市を視察しました。当市では業務実施によってコストの削減や地域経済への波及効果が多大に出たとのことでした。

本市とは、環境、地理的条件、インフラ整備の現状など状況が異なるとは思いますが、財政維持効果がある施策は学ぶ必要があると思います。

そこで、本市において今後新たに外部委託を推進するための研究・検討がなされている事項があるのか伺います。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 私からは、1の市営住宅の利用状況の推移と利用増加の対策についてお答えします。

那須塩原市になってから現在までの市営住宅の管理戸数に対する各年度末の入居率は、83%前後を推移しております。烏ヶ森住宅は現在16戸すべてに入居しておりますが、老朽化等から将来的には用途廃止の方向が決定されております。

また、三島住宅は、烏ヶ森住宅からの住みかえ対応のためのストックとして、20戸のうち7戸について募集を停止しておりました。

また、このほかにも用途廃止をするため募集を停止している市営住宅や、募集していても老朽化により応募がない住宅がございます。これら募集停止の戸数を除いた入居率は、平成17年度から平

成23年度においては、93.0%から98.3%で推移しております。

また、利用増加のための対策といたしましては、住みかえのため募集を停止していましたが三島住宅などの募集開始、あるいは入居者募集制度の見直しなどにより利用増加に努めてまいります。

以上です。

議長（君島一郎君） 教育部長。

教育部長（山崎 稔君） それでは、私のほうからは塩原小学校校舎、塩原文化会館ゆっくりセンターのこれらの利用方法について、お答えをいたします。

現在進めている塩原小中学校の新校舎建築は、塩原小学校、塩原中学校それぞれの校舎改築事業の国庫補助を受けて実施することから、国庫補助金に関する運用細目が適用されることとなります。そのため、塩原小学校の管理教室棟は原則取り壊さなければなりません。今まで教育委員会といたしましては、塩原小中一貫校の開校に向けた取り組みを最優先として、校名や、校歌、校章、さらには校舎建築等について、地域住民の方々との協議を進めてまいりましたが、協議も順調に進んでいることから、今後は管理教室棟を取り除いた場合の跡地利用や、残りの施設の取り扱いについて地域の皆さんと協議してまいりたいと、このように考えております。

また、塩原文化会館については、昭和51年3月に竣工いたしましたが、老朽化も著しく利用頻度も低いことから、平成18年12月に休館し、現在に至っております。地元関係者の方々とともに、今後の利用存続を検討してまいりましたが、利用するには機械設備等の改修に多額の費用を要すること、また、冬期間の利用が望めないことなどから解体することといたしました。

解体、整地後の跡地利用についても同様、地元

関係者の方々と協議をしまいたいと考えております。

ゆっくりセンターについても私から答弁させていただきますが、平成24年度末までに施設を解体し、更地にした上で保健福祉部から総務部に移管する予定でございます。

なお、土地利用につきましては、敷地が土砂災害特別警戒区域内にあるということから利用できるか否かも含め、今後検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 私からは、の農業、観光、商工等産業の今後の連携事業についてのご質問にお答えいたします。

農観商工連携の推進につきましては、市総合計画実施計画において、平成25年度も重点事業に位置づけ実施することとしております。今年度、農観商工連携推進協議会が実施しております那須塩原ブランド認定制度や、農畜産物などの地域資源を活用したブランド品の開発事業などは継続して実施してまいります。

このほか、新たな観光振興事業として食をテーマとするイベントや、若い世代をターゲットとしたイベントの開催など、本市の交流人口の増加、イメージアップ事業の展開を図ってまいります。今後これらの事業を推進するには、事業者及び関連団体と行政が密接な連携のもとに、民と官が一体となって取り組むことが重要であり、その取り組みがなお一層の産業振興につながるものと考えております。

次に、の華の湯やもみじ谷大吊橋等観光施設の収入は、施設管理や運営等で重要です。市有施設の指定管理者に対して民間企業と同様に、業績等の年間目標を設定していますが、また、業績が

目標より著しく低かった場合の行政の指導はどのようにしていますかとのご質問に、お答えいたします。

公の施設の管理につきましては、経費の節減とサービスの向上を図ることを目的として、民間事業者等に委託していることから、業績等の年間目標の設定は行っておりませんが、利用者の利便性向上を第一に考えた運営をお願いしているところでございます。

指定管理者に委託している市の観光施設は、現在8施設ございますが、いずれも那須塩原市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例に基づき、各施設の管理について基本協定と年度協定を締結しております。

基本協定では、提出されました年度別事業計画書のとおり実施しているかどうかを月報で確認し、計画どおりに実施していない場合は業務の改善を勧告することとなっております。

また、業務改善の勧告に従わず、指定管理者として指定の条件に反する場合は、指定の取り消し、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずることができることとなっております。

続きまして、海外都市産業交流事業のご質問にお答えいたします。

海外都市産業交流促進事業につきましては、総勢14名による視察団を結成し、先月の11月4日から10日までの7日間にわたり、本市の産業の振興と活性化を目的として、フランスのオーベルニュ地域圏ヴィシー郡、並びにローヌアンブ地域圏シャンベリー郡エクスレバンの2カ所を訪問し、先進地の産業や温泉療法、そして歴史あるまちづくりの現状を視察してまいりました。

今後、参加者による実績検討や意見交換を進めながら視察の成果の取りまとめを行い、来年1月

に那須塩原市海外都市産業交流促進事業実行委員会に対して報告を行う予定となっております。

今回の研修を通しまして、日本では青空市場と言われるマルシェやオープンカフェによる通りのにぎわいづくり、歴史ある温泉を活用したスパリゾートの取り組みや、本市産業との共通点であるチーズを初めとする乳製品、ワインといった6次産業化された農業など、大いに見聞が広まり、また相互の交流を図ることができました。

これらの成果をもとに、民と官が一体となって農観商工連携及び農業の6次産業化の推進を図ってまいります。

なお、今後の交流事業につきましては、産業分野の交流として検討をしてみたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 私から、歳出の合理化（外部委託の推進）についてお答えをいたします。

昨年度策定いたしました行財政改革推進計画において、持続可能な行政経営の実現に向けた具体的な取り組みとして、民間の有する専門性やノウハウ等の活用による指定管理者制度や外部委託等推進していくこととしております。

このうち水道事業の外部委託につきましては、既に水道メーター検針を含む水道料金関係事務業務委託及び浄水施設維持管理業務委託を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 再質問をさせていただきます。ご答弁に関しては感謝申し上げます。

まず、1の再質問ですが、に関しては空き家等の対策は本日の鈴木議員を初め、これまで

に多くの議員が質問をし、その際、市の取り組みを理解するとともに、難しい問題であるなど思っておりまして。その上で、私は身近なピンスポットで市営住宅について質問をいたします。

25年、26年の実施計画に、市営住宅の改修や解体の予算が計上されております。老朽化など用途廃止や解体撤去に該当する市営住宅は、どこの市営住宅でしょうかお伺いします。

あわせて、用途廃止や解体撤去の対象となる耐用年数を伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 用途廃止が決まっている市営住宅でございますけれども、黒磯地区におきましては稲村団地の長屋と島方団地でございます。それから、西那須野地区におきましては烏ヶ森住宅、それから南郷屋住宅でございます。

また、塩原地区につきましては塩原、中塩原住宅と塩原福渡共同住宅の6団地でございます。それぞれその構造が大体準耐火、あるいは木造の平家ということで、ちょっと耐用年数については手元に資料がございませんので、後ほど調べて答弁したいと思います。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） やはり1番の質問でございますが、老朽化している市営住宅は結構市街地などの立地条件のよいところにあるように思います。それで、空き地も目立っております。老朽化が理由で用途廃止や利用制限などを行っている住宅団地に居住している方に、移動を促すなどの対処を行う考えがありますか。

また、続きまして、撤去に当たってはすべて一緒に行われるのでしょうか、また、優先順位のようなものはあるのでしょうか、そして、さらに撤去後の跡地利用に関しては市の歳入も考慮された

計画がなされるのか、あわせてお伺いいたします。
議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 現在住んでいらっしゃる方に移動をしていただくということではなくて、今入っている方が何らかの形で利用されなくなった場合に、順次取り壊しを行っていくという考えで進めております。また、先ほど答弁しましたように、一部住みかえを本人が希望しますという場合に備えて、募集をしていなかったところもありますけれども、このたびのご質問でもご指摘を受けましたので、今後はそういったところを空き家にしておかないで、できるだけ募集をして入れていくというふうな考えに今しているところでございます。

それから、すべて一緒に撤去するかということでございますけれども、毎年度空き家になった住宅から撤去していくんですが、当然長屋住宅もございまして、例えば1棟に3部屋あった場合に、1部屋だけでも利用されていると残り2部屋空いていても取り壊しが当然できませんで、そういったところについては1棟全部が空いた段階で撤去をしていくというふうな考え方です。

それから、撤去についての優先順位はあるかということでございますけれども、先ほど申し上げましたその6団地につきましては、空き次第ということで考えております。

それから、跡地利用でございますけれども、跡地利用につきましては借地等もございまして、借地しているところについては地主さんにお返しをします。それから市が持っている土地もございまして、そういったものについては、例えば中層住宅と隣り合わせて設置しているようなところにつきましては、例えば駐車場として整備をして、それを中層のほうの住宅に住んでいる方に利用し

ていただくとか、あるいは公園的な利用をするとか、今後いろいろな形で利用をしていくという考えと、それからもう一つ、飛び地で利用できないようなところについては、普通財産というふうな形での管理というふうを考えております。

それから、先ほど答弁を保留しておりました耐用年数でございますけれども、木造の簡易耐火については30年、それから先ほどで言いますと稲村のような簡易耐火については45年が耐用年数となっております。

以上です。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） ありがとうございます。市営住宅の空き地の効果的な利用というのは、市の歳入にとっても大切だと思いますので、よくお考えいただきまして、または地域住民の方のご意見も伺いながら、いい方向にしていっていただきたいとかように思います。

次に、2番の再質問に移らせていただきます。これすべて塩原の私が今住んでおりますところの状況ですが、塩原文化会館、塩原小学校、ゆっくりセンターは塩原地区にあって合併以前から地域の住民が守ってきた思い出のある施設であり、土地でもあります。それぞれ撤去されるというお考えでございますが、1棟でも何らかの形で人が集まれるコミュニティセンターのような鳴内に、学校の閉鎖したところがコミュニティセンターのようになっておりますね、あのようでも使えればいいと思うんですが、いろいろと耐用年数とか耐震とかということが出ますと何とも言えませんが、ぜひ広報等で市民に理解がされるような方向でもっていただけるかどうか、伺いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（山崎 稔君） 先ほどの答弁の中で一部触れさせていただきましたが、これまでの小中一貫校に係る塩原小学校の取り扱いについては、地元の方々と協議をし、なおかつこの議会の皆様方にも耐震化計画ということで、非常にこの塩原小学校の耐震率が低いと、0.3未満であるということからこれらは急がなければならないと、こういった形で進めてきております。

今後の利活用につきましては、再配置計画の中でも統廃合の終了後、検討をするという計画にもなっております。したがって、今、岡部議員さんから提案がありましたよくよくその地域の学校がなくなることについての理解と伺いますか、周知だけは、おのずと地元にはもう理解はされているものと考えておりますが、なおかつ地元にかかわる公民館であるとかそういった地域密着型のメディア、情報等の活用においてそれを実施できればと考えています。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） こういう機会なものですからいろいろと質問をしたいと思って、資料がちょっとすぐに出ませんで。

とても大切な1の ですが、農観商工連携ということでご答弁の中に農畜産物の地域資源を活用したブランド品の開発事業を継続されるとお答えいただきました。そこでお伺いします。

本市の生乳生産量は全国に誇れるものと言われておりますが、搾乳された牛乳はすべて商品化されていると考えてよろしいのでしょうか。

続きまして、以前、生乳生産の過程で取引契約料が決められており、それ以外の量は利用できないようなお話を伺ったものですから、この点についても伺いをさせていただきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいま牛乳に
しまして、2点ほどご質問をいただきました。順
次お答えをさせていただきたいと思います。

本市は、生乳生産本州1位ということで、本
当に酪農が誇れる町でございますけれども、搾乳
されましたミルクにつきましては、現在のところ
すべて商品化、いわゆる生産をし、すべて流通、
いわゆる出荷しているというふうな状況にござい
ます。

それから、生乳の生産にかかわる部分での生
産調整のお話かと思えますけれども、現在のところ
生産されたいわゆる生乳につきましては、全量
出荷しているというふうな状況にございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） この前の会議のときだ
ったと思うんですが、市長さんから食文化に生乳を
使いたいと、こういうようなお話もありまして、
これからが畜産の生乳の生産には大変幅の広い
製品を要求されると思うんですね。そして、フラ
ンスまで行かれてお勉強をなされながら、より一
層地域にとってよい連携をしていこうと、こうい
うふうに考えております。

とても大切なことだと思いますし、イベントも
ありますし、もろもろの事業にも関連をなさって
綿密な連携のもとにという、官と民とが一体の取
り組みということを聞いておりますが、私が25年、
26年の実施計画というのを見させていただきま
すと、連携って幾らかブロックが違うように感じる
んですね。畜産は畜産の指導、それから農観商工
は農観商工の指導というような組織図が少し、同
じ列にはあるんですけども、考えようによっては
これは指導方法とか予算の取り方が違ってくる
のかなと思いながら拝見をしたものですから、そ

の点も伺いまして、今後のそのPRにしましても、
それからとちまるショップというんですか、それ
にしましても、輸送関係までも連携をしたほうが、
より一層よいものができるのではないかというよ
うに思いますので、ご返答をさせていただきたいと思
います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいま3点ほど
ご質問をいただきましたので、順次お答えをさせ
ていただきたいと思います。

まず、最初のいわゆる乳製品、加工品のご質問
だと思えますけれども、やはり乳製品はいろいろ
な加工品として製品化されております。そういう
下地は本市には十分ありますので、今まではどち
らかと申しますと、生産をして流通、出荷すると、
いわゆる生産を主体とした流通に乗せていたとい
うことが一つの流れとしてございましたけれども、
やはりこれからはそういったものの付加価値を高
めていくというふうなこともございますので、乳
製品をチーズとか、あるいはヨーグルトとか、や
はり皆さん消費者に好まれるようなものを加工、
販売ですね、そういったものに結びつけていけれ
ば、本当にこの地域の特産品としても成長してい
くというふうに考えておりますので、そのような
取り組みは積極的に進めていきたいというふう
に考えております。

それから、平成25年度、26年度の実施計画の区
分上のご質問だと思えますけれども、これにつ
きましては農観商工連携による地域産業の活性化と
いう大きなくりで、畜産でありますとか、ある
いは商業でありますとか、林業でありますとか、
そういったものを横断的に予算をここへ集約しま
して、基本的にはいわゆる6次産業化とあわせま
して、農観商工をまさに連携をして取り組む予算

としてのくくりとして、実施計画は整理されておりますが、そのほかの区分につきましては、それぞれの分野に応じたいわゆる事業の整理ということとさせていただきます。

それから、3点目のとちまるショップ等での活用、PRというふうなお話でございますが、既にとちまるショップにつきましては、かなりのPR等を行ってまいりました。本市におきましても、本年度は23日間のPR日というのを設けていただきましたので、今までもその日はうちのほうのPR日ということで、各種関係団体の皆さんに参加をいただきまして、PR活動をさせていただきました。来年の3月まで予定が入ってございますので、23日間を有効に活用して、PRに努めていきたいというふうに思っております。

とちまるショップはアンテナショップとしての位置づけもございますのでそういうところ、いわゆる人がたくさん集まるようなところでは、積極的なPRを今後も引き続き行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 栃木県の県北、しかも那須塩原市の行政も、それから産業団体にしてもPRが上手でないということがいつも出ますが、この件に関して余りにも立地条件がいいので、少し手薄になっているのではないかと思うんですね。それで、JRさんのほうでは西那須野と那須塩原と3つの駅もある。こんなにすばらしい地域はなかなかありません。そして、このたび野岩線のほうでとちまるショップにじかに行けますところが、上三依という駅がありますので、そこは藤原町の管轄だといいますが予算も出ておりますので、大いに利用していただくということがいいと思うんですね。

その根拠になることは、ことしは「平清盛」で当地も巻狩まつりをします。昨年は「坂の上の雲」という大河ドラマがありました。かなりご縁のある人たちの開拓がこの地域でされた。それから、来年度は新島襄が、会津若松です。恐らくこういうテレビでドラマ化されますと、お客様はそこに興味をお持ちになって、よければ感動も得られると思うんですね。是が非でも商品売りさばくだけではなくて、立地条件というものを示していただきながら、上三依駅の活用も考えていただけたらと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいま上三依駅の活用というふうなことでご質問いただきましたが、市といたしましては鉄道会社、あるいはそのエージェントとの連携をしながら、そういった駅の有効活用を図って、地域観光の振興につなげていきたいということで考えてございます。

一方では、東北線のほうではJRさんのほうで駅からハイキングというそういうものがございまして、そういったものにつきましても、11月18日曜日だったと思いますが、西那須野駅で駅からハイキングということで開拓の地を訪ねるようなそういった企画もございましたり、あるいは巻狩まつりにおきましても、黒磯駅からお祭り会場へ駅からハイキングということでおいでいただいたり、そういった連携もとりながら観光の振興を図っているところでございます。

それから、あわせてPRというふうなことでご質問がございますので、それについては今行っておりますPR活動についてお答えをさせていただきますというふうに思います。

今、新聞広告によるPRを行っておりまして、夏、秋、冬ということで大きくは3回広告を載せ

させていただくということで予定をいたしておりますが、夏と秋につきましては既にPRは終わっております。今度は冬編としまして今週末ぐらいにはなるとは思いますけれども、冬編としての新聞広告によるPRを県内、これは県内でございますが、行っていきたいというふうに思っております。

そのほか、栃木県内の圏域のラジオによりますPR、これは毎週土曜日でございますけれども午前9時半から9時55分までの25分間、毎週放送をさせていただいております。

それから、県内の民間のテレビ放映の絡みでございますけれども、これにつきましては12月2日曜日から放映が始まりまして、これにつきましても12時55分から13時までの5分間、これは毎週日曜日ということになります。本市における観光PR、あるいはグルメとかそういった特徴的な話題をどんどん取材をしていただいて、PRに努めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（片桐計幸君） ただいま野岩鉄道ということがございましたので、企画部で野岩鉄道のほうを所管しておりますので答弁させていただきます。

野岩鉄道の利用促進ということがございまして、野岩鉄道、本市を通過しているわけではございませんので、補助金を出しているというからは塩原の観光振興ということが大きな目的になるかと思えます。そんなようなことから、今年度野岩鉄道、東武鉄道トラベル、私ども所管する関係課一緒に、どういうふうな利用の形態が考えられるかということで、現在協議をしているところでございます。

そうした中で、新たな周遊券等と商品券の販売という中で、野岩鉄道を利用する周遊券という

ことで、ゆ〜バスもその中に組み込んだような商品開発ができないかというようなことで、今現在検討をしているところでございます。そんなところから塩原温泉の観光振興にも寄与できるのではないかというふうに考えているところでございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） ぜひともよろしく願いいたします。

ただいま、PRの新聞広告は県内、それから栃木テレビに出すと。もちろん県内のお客さんが以前から非常に多いことは事実ですが、やはり次が埼玉、茨城なんですね。ですから、人口の多いところ もちろん東京もそうですけれども、東京は四方八方に行けますので、埼玉ですと群馬との競争ですから比較的よいと思えますし、茨城は栃木に那珂川ということをしきりにして、那珂川の川の水であちらの人たちは生きているんだということを、私はよく言ったことがあるものから、茨城の方もお越しいただく距離なんですね。ですから、その限定を栃木県だけにしない政策も必要だと思いますが、いかがですか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） 先ほど、ちょっとお答えの中で少し漏れておりました点について、ただいまのご質問とあわせてお答えしたいというふうに思いますが、実は冬編は栃木県内だけということでお話し申し上げましたが、夏編と秋編につきましては、隣の福島県、それから埼玉県を合わせまして全部で99万部、プラス1万部はイベントPRでの利用に使うということで、合わせて100万部を、夏編、秋編は作成をしまして、周知を行ったところでございます。

冬編につきましては、やはり冬はお出かけにな

られる方がそれほど多くないというそういう時期の関係もございますので、特に県内の方にPRを行って、いわゆる観光地に来客願いたいというふうな意味を込めまして、限定ではございますけれどもそんなPRをさせていただいたというふうなことでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時08分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで建設部長より発言があります。

建設部長。

建設部長（薄井正行君） 先ほどの答弁で間違いがありましたので、訂正をさせていただきます。

耐用年数でございますけれども、稲村団地の簡易耐火については平家でございますので、平家の簡易耐火につきましては木造なんかと同じように30年ということで、例えば塩原の古町にありますような簡易耐火でも2階建てについてが45年ということで訂正をさせていただきます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） それでは、今までご答弁をいただいた方、ありがとうございます。

4番に移らせていただきます。

4番の質問でございますが、指定管理者等々には費用がかかっております。民間に委託するということになりますと売り上げに貢献されることも一つの義務と責任ではないかと思っておりますので、そのことに対してお伺いをしたいと思います。

また、民間ですと資本投下をして管理運営をし、利益を出さないと企業としては認められません。今後の市として委託した業者さんへの管理指導にそのような考えを持って対応されるお考えがあるのか、伺います。

もう一個、あわせて市として利用が多くなることですね。つまり売り上げや業績を上げるために委託された民間企業と相乗効果のある宣伝等が行われるかのお考えについて、伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいま民間企業さんのいわゆる取り組み方に対して、その指定管理との関係のご質問だと思いますけれども、指定管理制度自体は施設の維持管理、効率的な維持管理を行っていただいて、いわゆる経費の節減を図るということと、それから市民サービス、あるいは利用者へのサービス向上ということを目標としておりますので、そのところは例えばその施設の入場者の数値を上げて、利益を上げるというふうなことでの委託を行っているというふうなものではなくて、いわゆる施設の管理を効率的に行って、サービスの向上を図るという観点をお願いをしているという状況でございます。

そういう中で、利用者が快適にその施設を利用できるような環境づくりというのが、その指定管理者が行っていく責任も義務もあるというふうなことに立ってお願いをしているということでございますので、基本的にはただいま申し上げたものに、プラス利用者ができるだけ増加をして、その施設が有効活用されるように取り組んでいかなければならないというふうな考えてございます。

それから、PRということについてでのご質問ですけれども、いわゆる観光施設はやはり観光客にとって有効なものでございますし、その地域の

PRなど、よさなどもPRできる場所でもございますので、観光行政の中に位置づけてPR等もあわせて積極的に行ってまいりたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 承知をしましたけれども、少し私とするとやはり税金で施設をつくり、それを任されているわけですから、そこでなりわいをするということに関しては、やはり業績を上げようとする努力は必然的に必要だと思います。

そして、費用対効果というものをぜひともこれからご指導をいただきながら、民間のよいところをとって、そしてよりよい維持管理ができるような財源をつくらないことにはまずいと思いますので、その点をお願いし4の質問を終わりにいたします。

5番に移らせていただきます。

5番は、海外の視察のことでございますので、そのことに関して伺いをいたします。

25年度予算に250万円が計上されておりました。24年と同等の事業は予算上できないのではないかとと思いますが、今後もフランスとの交流を継続するのか、あるいは他の国との国際交流になるのか伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（斉藤一太君） ただいま平成25年度の実施計画、掲載事業のお話ございました。事業を継続するのかというふうな点についてのご質問でございますけれども、今年度の事業の実績検討まだ行っておりません。そういったことも含めまして今年度実施をいたしましないうゆる事業の成果、あるいはその実績検討を行う中で、検討をしてまいりたいというふうを考えてございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） この海外都市産業交流事業に関しまして、私見を申せば、市の目的が貿易、観光、経済面の交流であれば、その分野の研さんの後、姉妹都市への道筋をつくるとよいと思います。また、資料として西那須野にはアジア学院農業指導学校があります。毎年国の優秀な人が留学しております。既に多くの卒業生がアジアの国々に戻り日本の農業を教えています。ヨーロッパの歴史の深さとか、日本の歴史の深さとかが一致するというところもあるかもしれませんが、私見としてはもう少し研さんをして国を選んだほうがよろしいような気がいたします。それで、この5番の項目は終わりにしたいと思います。

引き続きまして、歳出の合理化（外部委託の推進）について、これについてご検討をいただきました。ぜひとも最善を尽くし、今後前向きに外部委託の推進を図っていただきたいと思います。

2番に移らせていただきます。

男女共同参画社会について。

第2次男女共同参画行動計画を推進するためには、まず各種団体の組織のあり方そのものを検討し、改革を進めることが必要です。これができれば計画の達成がおのずと近くなるのではないかと思います。具体的には商工会や観光協会等の団体において、女性部などといった下部組織はありますが、本部組織の中核で活躍する女性が少ないと思います。

そこで、会長が男性なら副会長は女性にするなど組織のあり方について、行政が各団体に対し一歩踏み込んだ指導を行うことも必要ではないかと思いますが、市としてはそのような指導を行う考えを持っているのか伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 岡部議員の質問にお答えいたします。

冒頭の健全な行政運営の維持について、人口減少などが原因でというのを消されましたけれども、これは今聞いていて、もしかすると消さなくても通用する文句ではなかったかと思っています。というのも、那須塩原市は人口増の県内では2番目にランクされているとは言いますが、那須塩原市も過疎と過密が折り合っておりまして、本当に過疎の農山村、山間部、こういうものを中心にどんどん過疎が進んでおりまして、そういう意味ではトータルとしてはふえているけれども混在していると、こういうふうにとめていただければ、この後の質問等についても問題ないと思っています。

特に、最後まで人口の減らないと言われる東京都とか愛知県などにおいても、名前は忘れましたが、ある村では昨年1年間1人の子どもも生まれず、極端な過疎現象が東京にもあるし、愛知県にも2つぐらいそういうところがあると資料上拝見していますので、ぜひ堂々と感じたことを言っていただければ幸いです。

そして、この男女共同参画の質問にお答えさせていただきます。

男女共同参画社会の実現のために、男女が社会の対等な構成員として政治、経済、社会、文化などあらゆる分野に参画していくことは、極めて重要なことと考えております。このようなことから、男女共同参画推進条例に基づいて策定した第2次男女共同参画行動計画の中で、あらゆる分野への男女共同参画の確保を基本目標の一つに掲げて、女性の参加推進のための広報活動等に取り組んでおります。

お尋ねの女性の登用という件であります、具体的には特に県の農政部が10年ほど前、もっと前

かな、取り組んだ農業委員に女性の枠を強引につくろうと、こういう一致を見て非常に女性農業委員がどんどん誕生したというのが一例で、行政が深く踏み込んだ一つの内容であったと思っております。

女性登用等に対する個別団体の指導という点がありますが、各団体はあくまでも市とは別個の独立した団体であり、主体性を尊重しなければなりませんので、市が指導するのはこれはちょっと難しいと現在はそんな考えを持っております。

一言つけ加えますが、この男女共同参画社会の目指すものは何か、それは社会の最大の課題に貢献をする。今、最大の課題と見られているのは少子化現象、高齢化も相まってありますが、こういうことになろうかと思えます。先日、2日に三島ホールで女性13団体、那須塩原市のかがやきネットが主催した講演会等は大変盛況で、本当に立錫の余地もないというほど人が集まっておりました。その中で、こういうところでなぜ男女共同を目指すのか一言話してくれというときにお話をした内容は、実は5年ほど前に、ノルウェーの河合さんという大使が栃木県日光市出身で、大使を終わって戻ったときに、たまたま1時間ちょっと話をさせていただいて、このノルウェーの少子化対応、20年前に時の首相が徹底した男女共同参画の社会をつくると、こういう宣言をして国を挙げて取り組んで、離婚の数はふえたけれども、しかし子どもは本当に多くなって、今少子化は脱却した。決して豊かな国ではないけれども、そういう社会の最大の課題にどう取り組むかということをお互に、この男女共同を重ねていくと、施策としても実のあるものが、ああいう話からしても出てくるのかなと、そんな所感を持っておりますので、つけ加えて答弁いたします。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 今の市長さんのお話でとても重要なことであるけれども、各組織の内部人事のことは難しいと。市長さんが難しいとおっしゃるんだから難しいんだと思うんですね。できないかなと、こんなふうになんか思いましたが、それでは本市は男女が社会の対等な構成員として政治、経済、社会、文化などあらゆる分野に参画していくことに適した環境にあると思われませんか、伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） この男女共同参画、特にこの那須塩原がすぐれた地域であるかと思えば、すぐれた地域になるように最大の努力をすると、こういう結果以外にはないと思っております。日本の持ってきた男尊女卑なんていう言葉は今は死語ですけども、それでもそういう言葉が地域においては根強く意識の中に、言葉としては出てこないけれども、そういうものが残っている地方、地域、こういうのが全国にたくさんございまして、こういうものを克服していけば、この那須塩原市はそういう意味では非常に実現するためには最も、最もではなくて適している、男女共同参画を推進する意味で適している地域と、こう理解はしております。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 今、市長さんからご返答いただきまして、男尊女卑という非常に、でも死語ではないように感じる時がありますので、早くそういう言葉がなくなることと、あと言葉の中でも一つ、行政の方や何かがお話しいただくときに、本市に生まれてよかったというふうな地域にしたいと。だけど、そうすると私は生まれていないんですけども好きです。那須塩原は。ですから、本市に住んでよかったと、これからは言葉

を気をつけていただかないと、女性のほうがお嫁さんが来なくなっちゃうかもしれない。心配しますので、ぜひその点、まず行政のほうでお考えいただいて、この本市に住んでよかったと、これはお住みになった方はみんな感じると思いますので、よろしく願いをし、まだまだ跡取り男子の権力が強いと感じることも多々あります。それは財産を自分が所有しているからでしょうけれども、半分は女性が稼いでいるんですね、一生懸命、人生をかけて。

ですから、どうぞその辺も考えていただき、私は30年弱女性と子どもの地位向上というボランティアの世界ですと学び、そして支援をしてまいりました。本当に日本よりまだまだ悲惨な国もたくさんありますが、県北は県中よりは少しまだ残っているし、私が生まれた群馬県よりは、少し男尊女卑に偏っているかなと思うときもありますので、どうぞ十分にお気をつけいただくようお願いをたいしましてこの項を終わりにし、3番に移らせていただきます。

3番は、投票所の見直し。16日に、もう間近でございますが、これをひとつご回答をいただきたいと思っております。

3番は言っていないので、言うようにということなので。投票所の見直しについて、今回の県知事選挙、県議会補欠選挙に当たって、塩原地区の多くの住民から投票所が1カ所に集約されて、投票所までの移動手段の確保ができないとの声が多く聞かれました。投票所の集約は、対象地区の住民にとっては削減と同じであり、投票率の低下にもつながるのではないかと危惧しております。これからも選挙、投票が続けられることを踏まえて、次のことを伺います。

投票所が1カ所に集約される前と、今回の県知事選挙、県議会議員補欠選挙の投票状況の差を

伺います。

塩原地区には最低2カ所の投票所が必要であると考えておりますので、投票所見直しのこれまでの経緯と今後の塩原地区の投票所のあり方について、改めて伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（古内 貢君） それでは、3の投票所の見直しについてお答えいたします。

まず、の投票所が1カ所に集約される前と今回の県知事選挙、県議会議員補欠選挙の投票状況の差についてお答えいたします。

今回の投票所の見直しで、塩原温泉地区は福渡公民館、いわゆるゆっくりセンターである塩原保健福祉センター、塩原支所、上塩原農村活性化センター、新湯公民館の5カ所の投票所が塩原支所に集約されました。

集約される前の4年前の県知事選挙の投票率は、これら5カ所の投票所の有権者数と投票者数を合計して計算いたしますと、45.66%でございました。

一方、今回の県知事選挙におけます塩原支所投票所の投票率は51.67%でございましたので、今回の投票率は集約される前に比べて6.01ポイントアップいたしました。

次に、の投票所の見直しのこれまでの経緯と今後の塩原地区の投票所のあり方について、お答えいたします。

投票所見直しのこれまでの経緯でございますが、昨年の3月11日の東日本大震災を踏まえまして、昭和56年以前に建築されました、いわゆる耐震化されていない投票所、それと土砂災害警戒区域に立地している投票所につきまして、見直しを行いました。

さらに交通上危険な投票所、投票立会人の選任が困難な投票所、そういった投票所などもあわせて見直しを行ったものでございます。

今後の塩原地区の投票所のあり方とこのことでございますが、今回見直しを行いましたので、当面は見直しをする考えはございません。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 投票率が上がったもんですから、私ももう何とも申し上げられませんが、この投票所の安全性も含めてということで、これは選挙管理委員会のほうでお決めになられたことでございますか、伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長（古内 貢君） 6月の全協、そして8月の全協でもご報告させていただいたわけでございますが、選挙管理委員会の中で議員の皆さんの意見も十分聞きながら、また7月にパブリックコメント、それと関係する自治会長さんのところに20数人いらっしゃいましたけれども、行きましてお話しさせていただきまして、それで最終的に7月31日に選挙管理委員会で決定したものでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 12番、岡部瑞穂君。

12番（岡部瑞穂君） 集約するに当たっては、かなり知恵と能力と体力と、それから予算もかかるわけですから、そういうことも説明しながら一つになったような気もしますが、高齢者のことを考えますと、やはりこれは期日前投票があるにせよ、当日だけ行くにせよ、やはり足元が危ない、あるいは自分で行くのに大変だという方のご苦労はもう当然のことなものですから、今回の16日を変えてほしいというわけではありませんが、そう

いう意見もあって、2回も3回も協議した割には広報されていなかったような気もし、私も全協で説明をいただいたものですから、そのときに質問をすればよかったなと今反省をしておりますが、何せ、こういう席でいたすのが今回の一般質問もちょうど1年ぐらい前に1回やっただけなものですから、通り過ぎてしまって、後で住民の方にいろいろと聞かれて苦勞をしました。

できるだけ広報で疑問の点に関してはご説明ができるような体制を整えていただきたいと、かように思います。いろいろと地域社会の耳に入ったこと、それからどういうふうにしていけば維持活性ができるんだろうかということを私なりに考えて質問をさせていただきましたが、それぞれの責任ある部長さんの明確なご答弁をいただきまして心より感謝し、でも、直せるところは直していただく度量というんでしょうか、それも今後の課題にさせていただきまして、よろしくどうぞ市政をよりすばらしく運営をしていただきたいと思うことをお願いして、私の一般質問をすべて終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、12番、岡部瑞穂君の市政一般質問は終了いたしました。

若松東征君

議長（君島一郎君） 次に、30番、若松東征君。
30番（若松東征君） 議席番号30番、若松でございます。きょう最後の質問となります。

大変皆さんお疲れの様子ですから、静かにしゃべろうかなとも思っていますけれども、ちょっと力が入ったら大きな声になりますから、その点はご了承いただきたいと思います。

では、第1回目の質問に入らせていただきます。

1、下水道事業について。市道123号豊浦新堀線下水道管渠工事について伺います。

平成24年、25年度の工事予定と聞いておりますが、進捗状況並びに完成時期についてお伺いいたします。

工事期間の通勤、通学の安全対策についてお伺いいたします。

これで1回目の質問とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 若松議員の質問に答弁させていただきますが、まず市道123号豊浦新堀線下水道管渠工事の進捗状況と完成時期についての質問にお答えいたします。

今年度整備予定の市道123号豊浦新堀線などの下水道管渠工事につきましては、既に着工し今年度末の完成を目指して工事を進めております。

なお、当該路線に接続する枝線については来年度に整備を予定しております。

次に、工事期間中における通学、通勤の安全対策についてですが、市道123号豊浦新堀線は、道路幅員が狭く車両を通しながらの施工が困難であることから、歩行者・二輪車を除く全車両通行どめにより工事を行っております。

作業時間は通勤、通学の時間帯にかからないよう、午前8時30分から午後4時30分までとし、作業中の交通誘導員の配置や看板、バリケード、保安灯の設置など安全に十分注意をし、工事を進めております。

なお、より安全に工事を進めるため、地元住民や学校、その他関係機関とは今後とも十分調整を行ってまいります。

以上です。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） では、2回目の質問に入らせていただきます。

今の市長の答弁で了解はしました。その中で、先ほどの市長の答弁の中にありましたように、今年度中に大体完了すると。そのほか予定は来年度ということですが、この24年、25年度工事予定という感覚の中で、例えばそれで完了してその後の延長計画があるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 24年、25年度でこの地域については完了するというでありまして、道路に係る本線の部分を今年度整備をしまして、そのほか分譲地のほうに行く枝線と申しましたが、その部分が完成しますと当地区については一段落つくという状況でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 大変ありがたいことなんですけれども、多分今から十二、三年ぐらい前なのかなと思いますが、地域から要望がありまして、何とか完成のめどになってきたということは地域にいても大変うれしいことなんですけれども、たまたまその奥にデイサービス安暮里、それからケアタウン安暮里という形の中のそちらのほうに、約50軒程度の住宅があるんですね。今現在予定されているところが多分農家で言うとオオスミさんの農家からでストップという形なんですけれども、以前の要望はこちらより前、今話したようにアグリパルの周りの住宅のほうから要望があったものですから、これがここで完成すると順序はどうなっているんだと、地域からのおしかりを受けるのかなという感じがあるものですから、そちらのほうの計画はどのようになっているのか、お伺いし

たいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 現在、整備をしている区間と申しますのは事業計画の区域と申しまして、おおむね5年から7年の間で財政措置が担保されまして整備をしていく区域ということで、この今回の整備区域については実施していくということで、議員ご質問のその福祉施設のほうについても私は現地を見ております。そちらにつきましては全体区域の中に入っております。それにつきましては、まず下水道も全市的に実施しておりますので、全体計画の区域に向かって徐々に年度ごとに進めていくということで、その施設のほうにつきましては、今後那須塩原市全体の事業計画を見ながら、財政的な部分もありますので今後計画をしていくということでありまして、

以上でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 今、部長の説明でほぼ理解はいたしました。そうすると、今現在、123号豊浦新堀線ということでそこで下水道工事、けさほどのぞいてきましたら工事が始まっております。そんな中で、その後、では本線はどちらのほうに行く予定なのか、あそこでとまるのではなくてまだ続くと思うんですけれども、もしそれがわかりましたらお知らせしてもらいたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 今回、123号線と先ほどから申しましているその路線につきましては、それが完了するとその段階で現状の中では終わることなものですから、先ほど申しましたように全体計画というものは、那須塩原市広くってありますが、その事業を進めるに当たって

も事業計画を立てながら進めていくということで、現在の中では今のところが終われば、あの地域については一段落がつくということでもあります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） その件で1点だけなんですけれども、全体平面図というものをちょっといただいてきましたけれども、圧送管ということで珍しい字の工事の距離が344.5mということで出ていますけれども、落差についてはどんなふうな処理をされているのか、その辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 本路線につきましては、本来下水道は自然流下という形で上流から下流側に自然の勾配で流れていくというのが設計上の基本でございます。ただ、この地域につきましては、本来そういう計画がありましたが、どうしてもそちらのルートが確保できないということで、その地域の低い位置にマンホールをつけまして、そこでその地域の汚水を集めます。集めた汚水をポンプアップしまして、先ほど議員おっしゃられました、圧送管と、75mm口径の管を上流部の自然勾配で落とせるところまで持っていくということなものですから、通常の下水道の工事とは異なっております。比較的特殊な方法でこの地域については汚水を処理していくということでございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） そこで、もう一点お尋ねしたいんですけれども、そうすると自然流域の場合の工事費用並びにこのどうしてもそういういろいろな地形的またはいろいろな住民たちの何かあつ

たと思うんですけれども、圧送管を布設するに当たっての工事価格というのはどのぐらいの変動があるものか、もしわかりましたらお知らせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 本路線につきまして、自然に流下した場合の接続の工事費とか、状況によっては用地を取得するというような部分も考慮しまして、なかなか厳密な積算はできませんが、自然流下に対して約1,600万円ぐらいの金額の差額が出るという試算はしております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） ちょっと了解しかねないんですけれども、事情が事情ですからしょうがないと思うんですけれども、かなりの金額の差が出るのかなと思います。

なぜならば、そうすると例えばの話、これが25年度に終わって見直しまで5年から7年かかると。その間はこういう状態で進むと思うんですけれども、市のほうの全体図ができて、またその区割り広がった場合、こういうことのないように早目に地域との話し合いなりしながら進めてもらえれば、大変この費用も浮くのかなと思うんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（岡崎 修君） 確かにおっしゃるとおり、やはり一番の手だてとすればそういう地権者の理解が、協力が得られるということが一番であります。そういう努力は今後当然していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番(若松東征君) ぜひそういう無駄のないような努力をしていってほしいと思います。できるんだから文句言っちゃいけないと思うんですけども、今後の工事計画とか何かについては、多少参考にさせていただければありがたいなと思います。これで は了解して終わりといたします。

について、先ほど市長からる答弁がありまして、確かに道路の幅員、5m前後だと思えます。あそこの住宅地を歩いてみると、カーアカデミー那須を境にどうしても県道に出る迂回路がないんですよね。そんな形と今ちょうどあそこが鍋掛地域では結構今の少子化対策に努力している地域かなと思う。子どもさんの数も多い。まして、通勤、通学の非常に多い道路であります。それに含めて、先ほども言いましたけれども、老人ホームの安暮里のほうのお見舞い客並びにデイサービスの車の流れがかなり多いものですから、その辺の安全対策を多分地域地域で説明会があったと思うんですけども、できれば通行どめの間でも矢印を書いて、その道に迂回道路ですか、そんなものもしてもらえたらいいかなと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

議長(君島一郎君) 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長(岡崎 修君) 確かに現地については5mを切る幅員から6mくらいの狭い路線であります。先ほど市長が答弁しましたように、私どもとしましてはまずは二輪車、歩行者については交通誘導員、今のところ四、五名を配置しまして、安全に通行できるようにまず確保します。ただ、あと通勤、通学の時間帯もかからないように、時間帯も8時半から4時半までという形でやりまして、その後については通行できるような形で夜間とか休日については、信号機等をつままして今後通行できるような形で安全確保していくという

ことで、地域の皆様には地元説明会を豊浦公民館でさせてもらいました。その後、業者が責任の範囲でそれぞれの家庭に、工事の状況とかそういう内容についてお知らせをしていくというような形をとって、より安全にやれるような形で今後も進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

議長(君島一郎君) 30番、若松東征君。

30番(若松東征君) 今、部長の答弁で万全な安全対策をとっているということで了解をしました。ただ、なぜこんなことを言うかという、全然知らないで安暮里の老人ホームのほうにお見舞いとか訪ねてくる方が、その住宅街ではないんですよね。そういう方の配慮もする必要はあるのかなと思うのは、たまたまあそこがだめなら黒羽街道を下がって、三軒茶屋の交差点がありますね。あそこから右に曲がっていくと、さらに右に曲がると、さらに左に曲がるとその安暮里に行けるコースがあるんですけども、その辺ももしちょっと看板出すぐらいで済むんですから、その期間中でもそういう立て看板などを出して、地域の人たちに知らせてもらうのもいいかなと思うので、その点もう一度お聞きしたいと思います。

議長(君島一郎君) 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長(岡崎 修君) 工事が始まる前に、私どものほうは豊浦小学校、あけぼの幼稚園、先ほどから話題に出ています介護施設、この辺につきましては工事着手前にご説明を申し上げています。確かに工事の掘削の状況によって、日々状況は変わっていくと思いますが、そういう中で迂回路とか先ほど申しました誘導員によって、周辺の皆様が若干の影響はあるにしろ、大きな影響がないように万全を期して、地域の車の流れとか人の流れを確保していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） ぜひその辺の安全対策をやってもらいたいと思います。なぜその標識と言ったのかというと、今現在工事をやらなくてもうちに飛び込んでくるお見舞いの方ですか、かなりよそから来ている方が、あそこで預かっている方も多いと思うので、そういうものがあるもんですから戸惑いが出ると思うので、もしそういうものも考慮されまして、もしできましたらそれはお願いしておきます。

これで1の下水道整備事業については終わらせていただきます。

続きまして、2の宿泊体験メーブルについて伺います。

那須塩原市の不登校児童生徒は、全国及び栃木県と比較すると上回っていると聞いているが、改善の方策として生活体験のできる教育施設を設置したことにより、どのような効果が上がったのか、以下について伺います。

小中学校における不登校生徒の状況についてお伺いします。

実施している事業内容についてお伺いいたします。

不登校の主な理由にどのようなことがあるのかお伺いいたします。

不登校児童生徒の宿泊体験の主な効果及び利用者の反応についてお伺いいたします。

施設運営の効果をどのようにとらえているのかお伺いいたします。

これで1回目の質問とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、宿泊体験館メーブルについてのご質問に、順次お答えをさせ

ていただきたいと思います。

まず、小中学校における不登校児童生徒の状況につきまして、お答え申し上げます。

平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査、これによりますと全国の不登校児童生徒の出現率につきましては、小学校が0.33%、中学校は2.64%であります。同じく栃木県におきましては小学生が0.35%、中学生が3.03%となっております。本市におきましては、小学生が0.33%、中学生が4.85%、このような状況となっております。

次に、の宿泊体験館メーブルで実施している事業内容について、お答え申し上げます。

宿泊体験館メーブルでは、1泊2日から最長11泊12日を個人で体験いたします宿泊体験、2泊3日を集団で体験するチャレンジ体験、親子や親同士の触れ合いを持つ企画で集団で体験します親子宿泊体験、メーブルを理解し、宿泊体験につなげるため個人や学校単位で体験する日帰り体験の利用形態がございます。

その中で活動内容でございますけれども、カヌー、ハイキング、スキー、かんじき散策等塩原の豊かな自然を利用した季節に応じた野外活動、参加者のニーズに応じて、調理、陶芸、染色などの創作活動や地域の方との交流活動などを地元の方や、学生ボランティアの協力を得た実施をしているところでございます。

なお、宿泊の際には夕食後に、1日の活動の振り返りを行い、自己を見詰める時間を通して子どもたちの豊かな心の醸成を図っております。

また、保護者支援として不登校や不登校傾向の保護者が集い、プログラムの体験や市教育委員会で委嘱をしておりますカウンセラーによる不登校に関する研修会を受講する親宿泊体験も実施をしているところであります。

次に、の不登校の主な理由についてお答え申し上げます。

休憩 午後 4時05分

不登校の主な原因としまして、情緒的不安定、家庭環境による生活習慣の乱れ、集団不適應等が挙げられます。また、これらの要因が複合的に作用しているケースもございます。

再開 午後 4時15分

次に、の宿泊体験の主な効果及び利用者の反応についてお答え申し上げます。

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

主な効果といたしましては、学校復帰への意欲が高まる利用者が多くなったということが挙げられます。今年度10月末現在での実利用者28名中、23名が学校への完全復帰、または部分復帰を果たしております。また、利用者の反応についてでございますけれども、宿泊体験終了後の振り返りアンケートにおきましては、「楽しかった」との回答がほとんどございまして、体験前後の心の状態の自己評価におきましては、ほぼ全員の参加者が心のエネルギー、いわゆる前向きに生活をしようとする気持ち、この回復を自覚したというふうに回答しております。

30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 宿泊体験メールの2回目の質問に入らせていただきます。

今、教育長から から まで答弁をいただきました。 について再質問をさせていただきます。

先ほどの答弁の中で、国・県・本市という形でパーセンテージを見ると、かなりまだ那須塩原市の不登校は多いのかなと。小学校では0.33%、中学校で4.85%という形の答弁をいただきました。そうすると、全国と栃木県では低くなってきたのかなと思うような感じがいたします。

の施設運営の効果についてにお答え申し上げます。

そこで、ちょっとお尋ねしますが、文科省の平成23年なのかな、年間30日以上欠席者ということで出ているのがあるんですけども、その中で全国平均だと中学校の不登校生徒9万3,296、小学校2万1,675、トータルで11万4,971名、小中学校を比べると全国的にもかなりこういうものが上がっているのかなと思うんですけども、それから見るとやはりこの宿泊体験メールを設置したことによって、減ってきたのかなと思います。

施設開設から5年が経過し、教育指導員の学校訪問やメール通信の発行などの取り組みによりまして、利用者1人当たりの利用回数が増加傾向にあり、その結果、学校復帰を果たしている児童生徒の状況はさきにお答えしたとおりでございます。しかし、現在施設を利用している児童生徒は不登校児童生徒の一部であることから、より多くの児童生徒に利用してもらうことが課題であり、今後もこれは最優先に取り組んでいくことが必要であると、こんなふうに感じております。

その中で、中学校のちょっと県を上回るような状況が出てきているんですけども、それはどこが原因しているのかわかりましたらお願いしたいと思います。不登校の原因究明に。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） のご質問と重なってくる部分かなと思って受けとめたところでござい

ますけれども、特に中学校につきましては、先ほど申し上げましたように、全国あるいは県から比べましても本市の出現率は高いというような状況なことは間違いございません。ただ、これも統計を取り始めてから少しずつ右肩下がりというんでしょうか、そういう兆しも見え始めてきているところでございますが、いずれにしましても、理由につきましては一くくりで先ほどの問題行動等調査の選択肢で分けてしまいますと、本人にかかわることというところが非常に多いというのが現状でございます。

本人にかかわることというのは、遊びや非行であったり、無気力であったり、情緒混乱であったりというようなそういうようなものが入ってきますが、本市の場合、主たるものを見てみますと、先ほど申し上げましたいわゆる心のエネルギーが非常に下がっている。言葉を言いかえますと無気力になってしまっている、そういうものが中学校の場合に一番多く見られるかなと、そんなふうに思っております。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 今、確かに と のあれで質問したと思いますけれども、リンクするのでそのまま進めていきたいと思えます。

ただ、なぜならばその生徒に対してということですが、疑問点がもっと出てきたような気がする点もあるんですね。ことしだか去年だからダンスも教科に入ったということですよ、学校で。それと例えばの話なんですけれども、大人だったら今の子どもたちについていけるかなという考えも一つあります。朝練やって、勉強やって、部活やって、塾へ行って、本当に休む暇があるのかなと。我々が育った時代にはそんなことは考えられなかったような気がします。あとは学校関係で言えることは、多分先生方がいろいろな形

で早く生徒の発信するものがキャッチできなくて、不登校に走ってしまうんじゃないかというのもあるものですから、その点どうなのでしょう。先生がいろいろなものに振り回されちゃって、かなり難しい点もあると思うんですけれども、教育長、その点わかりましたら。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 今、議員がおっしゃったように、子どもたちも大変忙しい毎日を送っているという現実もございますし、先生方も大変多忙な中で仕事をなさっているという現実もございます。だからといって、それが不登校の原因と結びつくかどうかということにつきましては、ちょっとデータを持ち合わせておりませんので何とも答えることはできませんけれども。

ただ、先生方は非常に一人一人の子どもをよく見るということは以前以上に今はよくやっています。子どもたちも忙しい中であっても、その活動に目的意識をしっかりとって参加している、子どもたちの対応もありますので、そういうところにつきましてはぜひ活動を通して、子どもたちを育てていくこと、これも大変大切なことではないかと、こう思っております。

いずれにしましても、その不登校の原因を探るのは大変難しいというのが実態としてあるかなと思っております。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 教育長の答弁の中で確かに難しいのかなと思います。私もいろいろな形で年齢別にいろいろな子と交流をしているものですから、そうすると、あるとき家庭訪問に行ったら、あいさつができない中学生がいると。親の前で私がちょっとしかってみたら、おじさん、無理だよ、

疲れているんだからという言葉が返ってきましたけれども、確かに疲れているのかなと思って、その子と1時間ちょっとお話をしてきましたが、なるほど大人ではついていけないわなという感覚もあったもんですから、そんな質問をしてみました。

原因はいろいろとあるんですけども、先ほどの1回目の答弁でいただきましたけれども、多分ですけども、家庭内、のトラブルも結構あるのかなと思います。そんな形の中で何とか家庭内の家庭教育を学校でやるのは難しいと思うので、こういうものを学校から発信した、公民館を利用した、地域のコミュニティの形でやればなと思うのもあります。

例えばのことなんですけれども、昔私もPTAの役員をやっていたときに、夏休みにいろいろな問題が起きて、夏休み、冬休みからちょっと登校が不能になったり、違う道に進むなんていう話を聞いたので、ある学校で地域を小さくして懇談会をやった経験があります。そんな形でかなり身近でまとめてやるのではなくて、そういうのも必要なのかなと思うので、各公民館とか自治公民館もあるんですからそういうものを拾いながら、そんな形でやってもらえたらいいかなと思うんですが、そういうことはなかなかこれ教育委員関係で難しいのかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） お答え申し上げます。

今おっしゃられた地域で小さい単位で、保護者の方と学校とが協議の場を持つということについては、実際に実施をしている学校もございます。また、本市が進めております小中連携一貫教育に向けまして、最近は中学校区単位で学校保健委員会というような組織の中で保護者も交えて、子ど

もたちの健康とか生活についての協議をする場もございますので、さまざまな場を通して保護者の方々と意見を交換するということはとても大切なことかなとこう思っております。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） ぜひ、子は宝といえますから、それで地域で守って、それでたまたま難しいんですけども、今世代交代でかなり退職した方がおられると思います。そういう方もやはりそういう中に入ってもらって、学校、PTAだけではなくてその体験を生かしたものをやればと思うような気もします。そんな中で、今何人かと交流がありまして、何からボランティアをやっているかわからないんだと。大体相談に来るのお母さんというか奥さんが多いんですね。うちのお父さんが突然退職してブラブラしていると、何かないですかというものもあるもんですから、そういうものを何かの形で引き出して、その人その人の特有の趣味を生かした何かができたらなというものがあったもんですから、こんな質問をしてみました。ぜひその辺も検討をしていただきたいと思います。

と は了解いたしました。

について入ります。

実施している事業の内容についてということで、先ほど教育長からる事業内容を聞いてきました。カヌーとかハイキングとかいろいろな形でやっているのかと思います。その結果、かなり効果があるわれていると聞いておりますが、特にこれはすごく悩んだような形の体験というのがあったかどうか、もしわかりましたら。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 先ほど申しましたように、この宿泊体験館メーブルがつくられてから5

年を経過するわけですが、ここに至るまでは本当にスタッフが試行錯誤をしながら、プログラムの開発にかかわってきたわけです。いろいろなメニューを用意させていただいても、なかなか来館した子どもたちがそこに積極的にかかわってもらえるまでに持っていくというのが、大変私もずっと見ていて苦労をしたところかなというふうに思います。

ですけれども、これも職員が学校にいろいろ情報提供をしたり、それから施設のことをよく理解していただくことが進むことによって、そういったものも徐々に解消されてきているかなというふうに思っております。

また、地域の方々もこのプログラムの実施に当たっては、本当に協力的にお手伝いをしていただいたりしておりますので、感謝申し上げているというところでございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 今、教育長から地域の方々の交流ということで出ましたけれども、けさほど住宅地図をコピーしてきたんですけれども、すごく宿泊体験メープルというところは400号沿いで、環境もいいし、川があって、自然があって、その周りには田んぼもあるという形のあるどこの廃校の学校に似ているのかなという形があります、私が視察してきて。その中で、やはりこの地域等のという形で、地域がどのように携わって、今どんな体験をさせているのか、その辺ももし参考になりましたらお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） ご指摘のとおり大変自然環境に恵まれておりまして、特にこれからの季節は冬ですね、雪が降りまして、以前の経験をお話させていただきますと、広い校庭のところに雪

が積もって、そのところを子どもたちが小さいかまくらを日中つくります。そこにろうそくを置きまして、夜になってからその小さいかまくらに火をともして幾つものろうそくが、ミニかまくらができる。それを施設の中から電気を消して暗くして、それを見ながら地元の方から地元の民話を聞いたりそういった活動をやったこともございます。大変そういったところなどで非常に地域の特色というんですか、環境をうまく生かした活動ができているのかなと、そんなふうに思っております。議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 私はたまたま施設見学でさっさと行ってその現場を見ていないんですけれども、なるほどかなりいいことがあるんだなと思います。ぜひそういうものを続けて一人でも多くの子が不登校から免れて、学校に戻れることを期待しております。

もう一つ、これは提案かもしれないんですけれども、私は自然体験ということでもう約20年近く全体を見て、いろいろな範囲で子どもたちを預かってやっているんですけども、そういうものを含めた先ほどなぜ川があって、田んぼがあってというと、本当に自然体験ができるから、その中のメリットというのはもっと出て来るような気がしますし、交流もできるのかなというような感じで申し上げたんですけれども、その辺も地域の方との協力を得てやればすごいのかなと思います。

要望として出しておきます。

それでは、 に入らせていただきます。

先ほど、不登校の宿泊体験の効果についてる説明を聞きました。かなりいいことが進められているのかなと思います。今答弁をいただいたように、利用者というと、多分本当に困って引き受けているというよりも、体験型で行っている方が多いような気がするんですけれども、本当に困って

いる方がもしそういうところに行ける場なんだと思いますけれども、トータル的に見ますと、体験型で研修、見学そんな形の今は動きなのかなと思いますけれども、その辺はどうなのでしょう。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） あの施設を利用させていただく子どもたち、あそこまで来るとのこと、そのことに一つ大きな困難があるということも現実でございます。また、来ても先ほど申しましたように、プログラムに積極的に参加するかどうかそこもでございます。ですから、さまざまな体験活動をさせましても、決してプログラムすべてを強制するものではありませんので、自分はここまで、ここから先はちょっと休みたいという子も中にはおりますので、そういうところはその子の判断というものを優先して、やはり自主的にさまざまな人のかかわりをしていこうという、そういうような気持ちを持っていかせるというのが、とても大切なことかなと思っております。

ですから、そこを利用するためには現在、まだまだひきこもりの状況にある子どもたちも大勢おりますので、そういった子たちにも利用できるような手だてというのを、これからも考えていかなければならないかなと、そんなふう思っております。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） なかなか難しいのかなと思いますね。ひきこもりはひきこもりで、人が嫌い、学校が嫌い、先生が嫌いという理由はあると思うんですけれども、そんな中で教育長から答弁いただきましたけれども、多分館長1名、教育指導員6名、養父母というのか1名ずつで計9名でやっていると思うんですけれども、この職員体制の中で、先ほど言われたように体験で来られ

た方の事業の担当というんですか、こういうものはこういう方がやっているんですよという形のマニュアルなどはあるのでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 館で、メールで用意しておりますプログラムをそれぞれ指導員が担当しておりますけれども、どういう子どもたちが参加するか、あるいは泊まる場合には当然一緒に宿泊するわけですので、そういったものを踏まえながらローテーションを組んで担当をしているというのが現実でございます。ただ、プログラムの開発に当たりましては、全員でいろいろ試行錯誤しながら、絶えず子どもたちにより合うそういうものを開発しようというふうにも今も努力している最中でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 現在、9名職員がいるということで、365日というわけにいかないですけども、いろいろな形で活動をする中で、平均日常どのくらいの生徒がそこで、どんな体験をしていくのかなというのがちょっと疑問点があったんですから。

なぜかという、やはり先ほど言われたようにこの教育指導員6名、そういう方の力もかり、地域の力もかり、それから先ほど言った退職者ですか、割と学校を退職した先生が私のグループに入っているのがあるんです。その話を聞くと、やはり実践だねという形も聞きます。なぜかという、すべてスケジュールどおりにやるのではなくて、そこに子どもたちを参加させる。例えば夕食をつくるんだったら子どもたちに率先的に努力してもらって、そういうのも指導の一つかなと。そこにそのすばらしい何かコミュニケーションがとれて、親から言われないものがわかって、親のありがた

みもわかるのではないかなと思うものですから、
そんなような体験はやっているんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） おっしゃるとおり、プログラムがきちっと決められていても、必ずそのとおりにこなさなければならないということはございません。先ほど申し上げましたようにその子のペースに合わせてやる。ですから、普通見ていると非常に長い時間をかけているような感じがするかもしれませんが、でも、それはやはりその子にとってのリズムでいっているわけですので、そういったことを大切にしなければならないというふうに思っております。

また、活動も目的ですがその活動を通していろいろな人とかかわり合いを持つという、これもとても大切なことだというふうに考えております。先ほど申し上げましたように地元のボランティアの方、あるいは大学の若い学生さん方にも参加してもらってプログラムを行うわけですが、子どもたちを見てみると、比較的年齢の近い大学生とのコミュニケーションというのが、見ていると早くとれるようになってくるのかなというふうにも思っております。

いずれにしても、一人一人の子ども全部ケースが違いますので、その一人一人の子に応じたプログラムの実施ということで大変指導に当たるスタッフは配慮しながら、プログラムを実施しているというような現状でございます。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） わかりました。なかなか難しいのかなと思います。ただ、突然この子にはこんな能力があったのかなと大発見が体験なのかなと思うんですね。だから、決めつけしないで、この子は一人一人というのは教育の立場と親の目線

だと思うんです。突然変わるときがあるような気がしています。あるときにグリーンカーテンをつくるときに、小中学校生が集まってくれた。ある先生が来て、私の耳元でこういうことを言いました。この子は交流ができない子なんですと、もう決めつけてくるんです。それを一人で預かって、ちょっと交流ができないんだから一人で預かって違うことをやらせたらどんでんできて、そこに人が集まってきて交流ができたという話もあるんです。

だから、何か発見するものがあると思うので、指導員の中でもそういうものもちょっと角度を変えて見ながら、そういう子の発見をしてもらってやってもらえればなど。なぜこのことを私が勉強してきたかというのは、北海道のあるところに行ったとき、あるおじいちゃんが30何年生活保護を受けていた。そのおじいちゃんが突然、市の職員が拾ってきたというわけではないが、おじいちゃんにできることがあるということで、そのお話も聞いて、その本人にも会ってきましたけれども、その人は今先生です。ここにネームがオンジ先生というあだ名をつけてもらって、どういう教育をしているんですかと言ったら、みんなを教えるのは大変なだけけれども、一番上の子に教えて、上の子が下の子を教えるようになったらみんな勉強するようになったと言っていた。なるほどなと思って。

教わった子は、今度は下を教えなくてはならないんだから一生懸命やらなくちゃならないというのでいろいろなコミュニケーションがとれてきたという形で、そんなお話も聞いてきましたけれども、やはりどこかきっかけをつくるといいのかなと思います。それぞれの9名の方が、ちょっと難しく言うと学校嫌い、いろいろな形のプレッシャーがかかった子を預かるんだから大変は大変だと

思います。でも、みんな人の子です。大きく言えば子は宝です。

この前も海士町のほうへちょっと視察に行ってきました。2,300人くらいの小さいところですけども、そこのやり方というのは地域から何かを編み出せということなんです。行政目線で教えるのではなくて、地域主権で、それを行政が動けると、要望が出たら。そんなようなお話も聞いてきて、町長になって11年目ですけども、なかなかだと思ってお話は聞いてきましたけれども、それはさておいたとしても、そこでもう大体これで聞いてもわかりましたし、施設運営の効果なども先ほどの答弁でわかりました。

そこで、お尋ねしますけれども、このメールについてはかなり質問をしていると思うんです。目的は違うほうで持っていきたいと思って今る教育長に質問をさせてもらいました。なぜならば、この宿泊体験メールというような名目のものが、全国に幾つぐらいあるのか、もしわかりましたらお聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） お尋ね、質問でございますけれども、正確に調べたという資料は手元にはございませんので、ちょっとお答えは難しいところでございますけれども、少なくともメールの開設に当たって、先行する施設ということで私も当時かかわっていたものですから、調べたところでは全国に何カ所かはございました。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 多分私も調べた結果では数少ないのかなと思う。なぜこんな質問をするのかなと思うのは、これは全国に発信して、全国の子どもを預かったらというその観点にやっただり着いたんですけども、そうすると答弁は決

まって、市の財政でやっているからだめだと。だけど子ども、昔、今から何十年ぐらい前かな、「栃木の子をみんなで育てよう」というスローガンで、何回か代表者で勉強会にバスで行ったことを思い出します。

今は、少子化対策というけれども、本当にそういういい施設があったら全国ネットで公開して、それを預かって、それも一つは資源、まちづくりの施策なのかなと思います。なぜならば、きのうかおとといか、あるテレビ局が那須塩原市に大きな家電メーカーがオープンと、コマーシャルが出た。10分もしないうちに東京の友達とかあちこちから、おまえのところの地域はすごいんだと。そういうコマーシャルなのかなと思うんです。

やはりこのメールというのは宝物だと思うんです、私は。そういうものをただ漠然と今の体験型の報告を局長から聞いてきましたけれども、これ全国発信をして、それでここで子どもたちを育てるんだというものもいいのかと思います。なぜかという、日本教育新聞から電話があったんです。何かで調べたら、若松議員さんがよくメールの質問をしているということで、多分メールにも依頼が行ったと思うんです。そんな形のものでかなり注目度があると思うんです。

なぜかという、前の教育長は絶対だめでした。今度は期待するのは教育長もかわった、市長もかわったと、これはいけるのかなとその意気込みできょうはここに臨んだわけなんですけれども、その辺も検討をする必要があるのかなと。私の狙いは、体験型ということで金子議員とかなり見る視察に行っただけです。今なぜそれが必要なかというのは、先ほど質問をしましたけれども、家庭が忙しい、部活が忙しいと本当に家庭の味を味わっていないんですね。そういうものが今体験型でクローズアップして、体験型修学旅行とかい

ろいろなものが出ていると思うんです。

そういうものの中で、メープルというのを全国に発信したらすごいのかなと思うんです。そこで課題が出てきたら、それを改善しながらやるのが一つの策だと思います。これは本当に全国に数少ないです。全国の生徒を預かる。お金が足りなくなったら県・国に要望を出す、それが改革だと思うんです。宝物を宝物で終わらせるのではなくて、宝を輝かせなかったらだめだと思うんです。少子高齢化と騒ぐけれども、では、現状で何をやっているのかと。我々が今指摘されることは、確かに政務調査ということでお金をいただいて、税金をいただいて調査に行ってきます。どんなに報告書を出しても実行されたのは一つもないです。ただ自己満足です。そうではなくて、その視察した議員さんそれぞれを検討しながらできるものややっていってほしいなと思うのが現状だと。

あちらのほうで笑っている方がいますけれども、そんな問題ではないです、実際に真剣になれば。ただ報告書が立派だとかそうではなくて、そういうものを那須塩原一つ一つにいいものが幾つもあります。私が考えたのも一つあります。それはこの次の質問にとっておきますけれども、そんな形がありますから、ぜひ教育長、その考えはどうなんでしょうか、どうしても変えられないんでしょうか。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 今のご提案でございますけれども、実はこの施設には昨年度も、それから今年度も何件かの行政視察が来ております。おっしゃるとおりそうそう全国には数多くない施設の一つかなと思っております。ただ、先ほど最初にお答え申し上げましたとおり、まだまだ本市の不登校の児童生徒の中で、この施設を利用しても

らいたいという子どもたちが大勢おります。統計的に見ますと、大体不登校の児童生徒の中で大体2割前後しかこの施設を利用してもらえていないという現実もございます。やはり私たちは早く本市の子どもたちが一人でも多く学校復帰をして、不登校の数が減っていくことが一番願うところでございます。また、受け入れに当たりましては、実はアセスメントシートというシートをつくりまして、一人一人の状態を本当に細かく分析したものをもとに活動に当たっているという現実もございます。

また、この施設につきましても、本当に地元の方々の深い理解をいただいて開設に至ったこともございます。そういったものも含めましてメープルの運営のノウハウ等については、これは来ていただいた方々にはお話しできると思いますが、まず解決しなければならぬことは最初のご質問にお答えしましたとおり、本市のより多くの児童生徒に利用していただくこと、これをまず最初に解決していくこと、それに現在のところは全力で取り組んでいきたいというのが私たちの気持ちでございます。ご理解いただければと思います。

議長（君島一郎君） 30番、若松東征君。

30番（若松東征君） 今、教育長から答弁がありまして、ご理解してもらいたいということなんですけれども、その前に何回か答弁をいただいて、なかなかそこに生徒の足が進んでくれないという裏返しもあります。なぜかという、やせはり同じ地域ではなくて違う地域からの交流によって、それも変わるのかなと思うんです。今現在、全国で30日以上欠席者、先ほど言ったかもしれないんですけれども、小学生で2万1,675人、中学生で9万3,296人、トータルで11万4,971人と、これぐらい大勢の方がいます。

なぜかという、難しいというのが、ある程度

結構元気のいい子も今も預かっていますし、卒業してからも預かっています。一番言えることは、今の国家試験というのは体験、もし高校を出ていないと3年間の実務経験ですよ。それがないと国家試験を受けられないのが幾つもあるんです。せめてそういうものを小中学校でちゃんとして、そして高校に行ってもらって、それで門出を出してやったら違うかなと。これは全国にかなりいると思うんです。それを考えていくと、いろいろな形の社会現象が起きて、それで、今、国会議員さんも選挙が始まっているいろいろなことを言っていますが、今はそういう子育ては消えちゃって違うほうに走っています。実際から言うと子育てに力を入れて、少子化に力を入れていかなかったらだめなんではないかと思うんです。

なぜかという、大きくなれば大きくなるほどそこに雇用が生まれると思うんです。今の人数以上に。そういうものも考えていってもらいたいと思います。みんな退職すると挫折感も大きくなって、将来の不安が出るから年金も使わない、働くところもないという現象があるんですから、そういうものをもうちょっと詰めて、副市長あたりはいい考えを持っているのかなと思うんですけれども、また、いきなり振ると後でおしかりを受けるかもしれないんですけれども、その辺もよく検討しながら、私、そうすれば全国にセールスに行ってきますよ。すごいと思うんです、これは。

教育新聞から電話もらって、手紙をもらったら、すごいところなんだなと思いました。そんな形があるもんですから、ぜひこういう宝物、なぜかという、体験型の場合は、子どもが体験すると必ず親が戻ってくるというんです。お世話になったからと。そうすると塩原の宿泊も伸びるのではないかなと思うんです。ただ、どうしようどうしようとして騒ぐのではなくて、そこにあるもの、宝物を

生かして磨いて、全国発信することによって逆にマスコミが宣伝してくれて、すごい効果があらわれると思うんですけれども、その点は検討課題として教育長によろしく願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、30番、若松東征君の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時55分